

現行基準（令和7年度版）

新基準（令和8年度改定版）

備考

表紙

表紙

港湾・漁港請負工事積算運用資料

令和7年度改定版

北海道開発局港湾空港部・農業水産部

港湾・漁港請負工事積算運用資料

令和8年度改定版

北海道開発局港湾空港部・農業水産部

年度改定

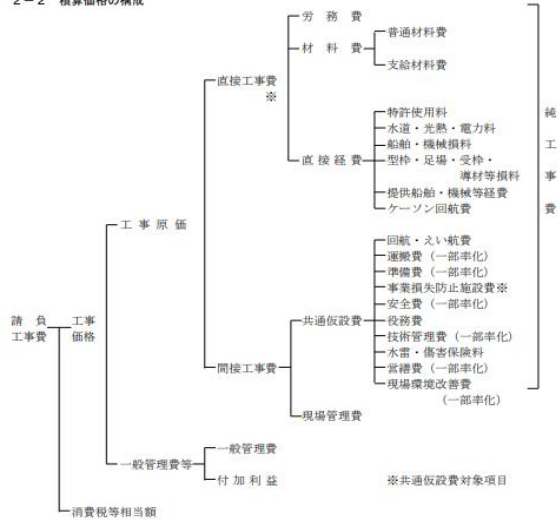
現行基準（令和7年度版）

第1章 総則
2節 積算の通則
2-1

2節 積算の通則

2-1 積算の通則

- 1) 各工種の数量算出及び海域別の平均干潮面（M. L. W. L.）、平均水面（M. S. L.）の値は、「数量算出マニュアル」による。
 - 2) 施工規模の考え方について
 - ①同一工事内に複数施設がある場合の施工規模判断
施工規模の判断は、工事単位で行うものとする。
 - ②同一工事内若しくは同一施設内での能力係数の取扱い
施工規模以外の能力係数が異なる場合は、施工規模係数は同一とし、能力係数が異なる毎に単価算定する。
 - 3) 市場単価は、離島においても標準的な施工方法及び適用条件に違いはないため適用出来るものとするが、材料費を含む市場単価については、離島までの海上運搬に要する費用が考慮されていないため、材料の海上運搬は別途計上できるものとする。
- 2-2 積算価格の構成



1-2-1

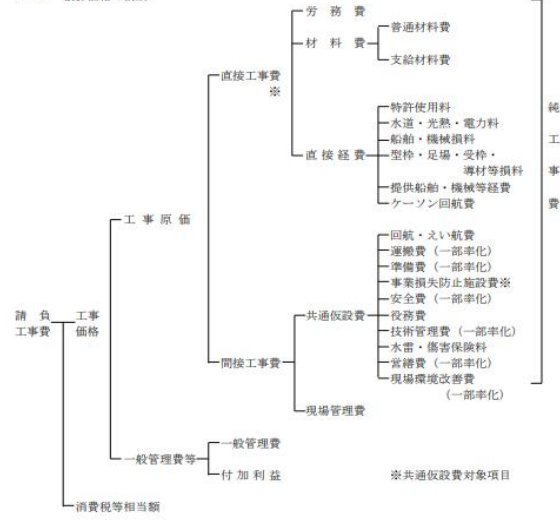
新基準（令和8年度改定版）

第1章 総則
2節 積算の通則
2-1

2節 積算の通則

2-1 積算の通則

- 1) 各工種の数量算出及び海域別の平均干潮面（M. L. W. L.）、平均水面（M. S. L.）の値は、「数量算出マニュアル」による。
 - 2) 施工規模の考え方について
 - ①同一工事内に複数施設がある場合の施工規模判断
施工規模の判断は、工事単位で行うものとする。
 - ②同一工事内若しくは同一施設内での能力係数の取扱い
施工規模以外の能力係数が異なる場合は、施工規模係数は同一とし、能力係数が異なる毎に単価算定する。
- ~~※) 市場単価は、離島においても標準的な施工方法及び適用条件に違いはないため適用出来るものとするが、材料費を含む市場単価については、離島までの海上運搬に要する費用が考慮されていないため、材料の海上運搬は別途計上できるものとする。~~
- 2-2 積算価格の構成



1-2-1

備考

離島における市場単価の扱い変更による変更

現行基準（令和7年度版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

2節 海上地盤改良工

目次

2節 海上地盤改良工

目 次

2-1 締固工（サンドコンパクションバイブル）	1
2-1-1 ガットバージの規格選定	1
2-2 床掘工（グラブ床掘）	1
2-2-1 複合土質の場合のE1設定について	1
参 考 資 料	2
参考資料-1 人力床掘	2
補 足 資 料	4
補足資料-1 人力床掘	4

新基準（令和8年度改定版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

2節 海上地盤改良工

目次

2節 海上地盤改良工

目 次

2-1 締固工（サンドコンパクションバイブル）	1
2-1-1 ガットバージの規格選定	1
2-2 床掘工（グラブ床掘）	1
2-2-1 複合土質の場合のE1設定について	1
参 考 資 料	2
参考資料-1 人力床掘	2
補 足 資 料	4
補足資料-1 人力床掘	4

備考

人力床掘の補足資料を削除

第3章 直接工事費の施工歩掛

2節 海上地盤改良工

参考資料

第3章 直接工事費の施工歩掛

2節 海上地盤改良工

参考資料

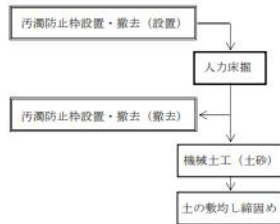
人力床掘の見積対応への改定

参考資料

参考資料-1 人力床掘

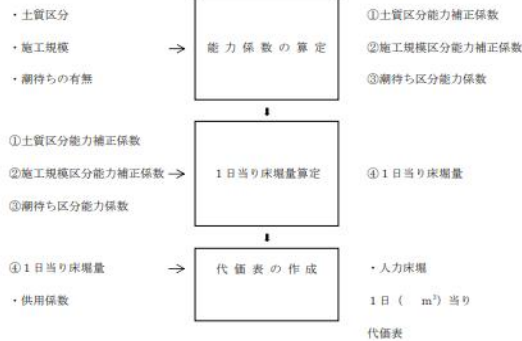
1. 摘要範囲
保留施設等の水中床掘において、機械施工後の床掘や小規模の床掘を潜水土にて施工するものに適用する。

2. 施工フロー



注）本項の歩掛は、[]の部分である。

3. 代価表作成手順



参考資料

参考資料-1 人力床掘
人力床掘の歩掛は見積によるものとする。

現行基準（令和7年度版）

第3章 直接工事費の施工歩掛
2節 海上地盤改良工
参考資料

4. 施工規模

1) 作業能力

(1) 能力算定式

$$V = v_1 \times (1.00 + E_1 + E_2) \times E_3 \times E_4 \times T \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

V：潜水土船1日当り床掘土量 (m³/日)

v₁：潜水土船1時間当り標準床掘能力 (0.70m³/h)

E₁：土質区分能力補正係数

E₂：施工規模区分能力補正係数

E₃：潮待ち区分能力係数

E₄：水深区分能力係数 (0.94)

T：潜水土船1日当り運転時間 (6.0h/日)

(2) 能力係数等

係数	区分	補正係数	備 考
E ₁	上 質 区 分	砂質土砂・汚泥り土砂	0.00
		岩 盤・玉 石	-0.40
E ₂	施 工 規 模	20m ² 未満	-0.30
		20～50m ² #	-0.10
		50～100m ² #	0.00
		100m ² 以上	0.10
E ₃	潮 待 ち 区 分	潮 待 ち 部 以 外	1.00
		潮 待 ち 部	0.70

2) 代価表

(1) 人力床掘 1日 (m³) 当り

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量		備 考
			砂 質 土	汚泥り土砂 岩盤・玉石	
潜 水 土 船 運 転	D270PS型 3～5t船	日	1		就業8H
さ く 岩 機	シノクワ7.5kg	#	—	1	
空 気 圧 縮 機	5m ³ /min	#	—	1	
小 型 寸 巻 ム ン プ	自吸式片吸込形150mm	#	1		
普 通 作 業 具		人	1		
雑 材 料		%	0.5		上記計の%

注) 1. さく岩機、小型寸巻ムンプ、空気圧縮機については、現場条件により大型規格を許上することができる。

2. 運搬増土作業は含まない。

3. 砕岩後の仕上げに換要する場合は補足資料-1を参照すること。

新基準（令和8年度改定版）

第3章 直接工事費の施工歩掛
2節 海上地盤改良工
参考資料

削除

備考

人力床掘の見積対応への改定

現行基準（令和7年度版）

新基準（令和8年度改定版）

備考

第3章 直接工事費の施工歩掛

2節 海上地盤改良工

補足資料

第3章 直接工事費の施工歩掛

2節 海上地盤改良工

補足資料

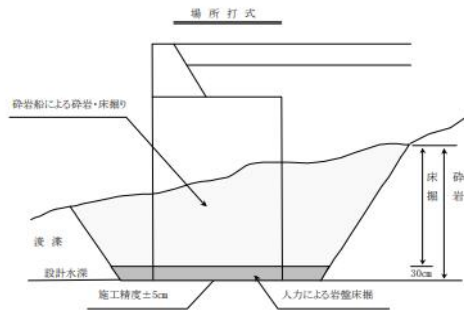
人力床掘の見積対応への改定

削除

補 足 資 料

補足資料-1 人力床掘

- 1. 留意点
本歩掛を砕岩後の仕上げに適用するにあたり、以下の点について留意すること。
- 1) 本歩掛は下図のような岩前構造物の床掘(砕岩後の仕上げ)及び厚さ30cm程度の基面整正に適用する。



- 2) 本歩掛は水深(M.L.W.L.)-1.0mまでに適用する
- 3) 資材・器具等の置場として台船が必要な場合は別途計上すること。

第3章 直接工事費の施工歩掛

1節 浚渫・土捨工

1-5-1

第3章 直接工事費の施工歩掛

1節 浚渫・土捨工

1-5-1

機械器具等の損料改定に伴う変更

1-5 揚土土捨工（バックホウ揚土）

1-5-1 揚土

バケット総容量が3m³を超える場合は以下による。

1) バケット総容量の検討

$$\text{バケット総容量 (m}^3\text{)} = \frac{q_0}{q_1} \quad (\text{小数1位切上げ})$$

q₀: グラブ浚渫船1時間当り浚渫量 (m³/h)

q₁: バックホウの1時間当り揚土量 (m³/h)

q₁ (m³/h)

浚渫土全て
76.4

2) バックホウ規格の組合せ

バケット総容量	バックホウ規格の組合せ
4 m ³	排出がS対策型 山積1.4m ³ (平積1.0m ³) × 1台 排出がS対策型 山積1.9m ³ (平積1.4m ³) × 2台
5 m ³	排出がS対策型 山積1.4m ³ (平積1.0m ³) × 2台 排出がS対策型 山積1.9m ³ (平積1.4m ³) × 2台
6 m ³	排出がS対策型 山積1.9m ³ (平積1.4m ³) × 4台

3) バックホウの1時間当り揚土量

バケット総容量	土質分類	1時間当り揚土量 (m ³ /h)
4 m ³	浚渫土すべて	305.6
5 m ³		382.0
6 m ³		458.4

砂・砂質土・粘性土・レキ質土以外の土質で、バケット総容量が1～3m³の場合は、
積算基準 参考資料-4 バックホウ揚土 1-5 施工歩掛による

1-5 揚土土捨工（バックホウ揚土）

1-5-1 揚土

バケット総容量が3m³を超える場合は以下による。

1) バケット総容量の検討

$$\text{バケット総容量 (m}^3\text{)} = \frac{q_0}{q_1} \quad (\text{小数1位切上げ})$$

q₀: グラブ浚渫船1時間当り浚渫量 (m³/h)

q₁: バックホウの1時間当り揚土量 (m³/h)

q₁ (m³/h)

浚渫土全て
76.4

2) バックホウ規格の組合せ

バケット総容量	バックホウ規格の組合せ
4 m ³	排出がS対策型 山積1.4m ³ (平積1.0m ³) × 1台 排出がS対策型 山積1.9m ³ (平積1.4m ³) × 2台
5 m ³	排出がS対策型 山積1.4m ³ (平積1.0m ³) × 2台 排出がS対策型 山積1.9m ³ (平積1.4m ³) × 2台
6 m ³	排出がS対策型 山積1.9m ³ (平積1.4m ³) × 4台

3) バックホウの1時間当り揚土量

バケット総容量	土質分類	1時間当り揚土量 (m ³ /h)
4 m ³	浚渫土すべて	305.6
5 m ³		382.0
6 m ³		458.4

砂・砂質土・粘性土・レキ質土以外の土質で、バケット総容量が1～3m³の場合は、
積算基準 参考資料-4 バックホウ揚土 1-5 施工歩掛による

第3章 直接工事費の施工歩掛

1節 浚渫・土捨工

1-5-3

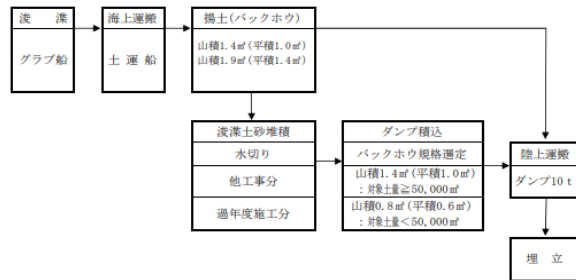
第3章 直接工事費の施工歩掛

1節 浚渫・土捨工

1-5-3

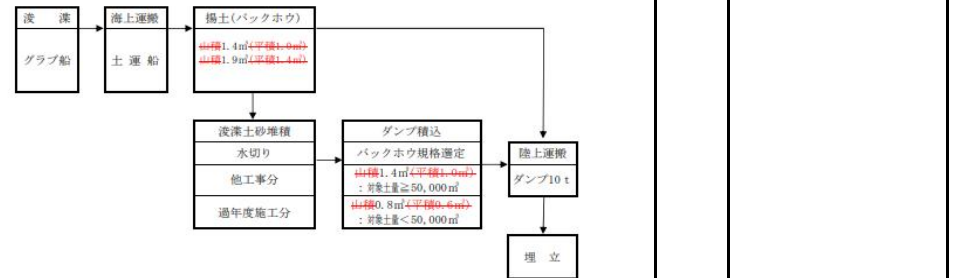
機械器具等の損料改定に伴う変更

1-5-3 バックホウ揚土・運搬の施工フロー



3-1-8

1-5-3 バックホウ揚土・運搬の施工フロー



3-1-8

第2章 工事費の積算
3節 基礎工
参考資料

参考資料

参考資料-1 機械水中コンクリート掻均し

1. 適用範囲
本項はバックホウにより既設構造物を利用し、コンクリート壁面を水中部掻均しする場合に適用する。

2. 機械水中コンクリート掻均しの施工手順

1) 代価表

機械水中コンクリート掻均し 100㎡当り [D1B03003]

名称	形状寸法	単位	数量		備 考
			6.5m下まで	11.0m下まで	
潜水士船運転	D270PS型 3～5t吊	日	0.7		
バックホウ運転	山積0.8㎡(平積0.6㎡)	#	0.7	—	排出ガス対策型
超ロングアームバックホウ運転	山積0.45㎡(平積0.4㎡)	#	—	0.7	排出ガス対策型
雑材料		%	0.5		上記計の%

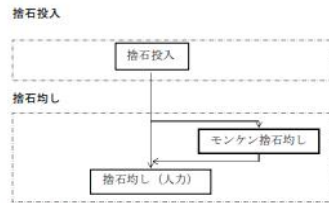
注) 1. 本工法により既設構造物の安定に影響を及ぼす場合は、荷重分散等の対策を施すこと。
なお、費用については別途計上する。
2. 6.5mをまたぐ場合の区分は「11m下まで」とする。(施工最深で選定する)

3. 超ロングアームバックホウ損料
機械損料表(参考資料)による。

参考資料-2 モンケン捨石均し

1. 適用範囲
本項は現場条件等、工事に制約が生じる場合に適用する。なお、本基準により積算する場合は契約条件とし特記仕様書に明示する。

2. 施工フロー



注) 本項の歩掛は、 の部分である。

第2章 工事費の積算
3節 基礎工
参考資料

参考資料

参考資料-1 機械水中コンクリート掻均し

1. 適用範囲
本項はバックホウにより既設構造物を利用し、コンクリート壁面を水中部掻均しする場合に適用する。

2. 機械水中コンクリート掻均しの施工手順

1) 代価表

機械水中コンクリート掻均し 100㎡当り [D1B03003]

名称	形状寸法	単位	数量		備 考
			6.5m下まで	11.0m下まで	
潜水士船運転	D320PS型 3～5t吊	日	0.7		
バックホウ運転	山積0.8㎡(平積0.6㎡)	#	0.7	—	排出ガス対策型
超ロングアームバックホウ運転	山積0.45㎡(平積0.4㎡)	#	—	0.7	排出ガス対策型
雑材料		%	0.5		上記計の%

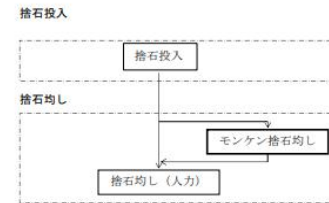
注) 1. 本工法により既設構造物の安定に影響を及ぼす場合は、荷重分散等の対策を施すこと。
なお、費用については別途計上する。
2. 6.5mをまたぐ場合の区分は「11m下まで」とする。(施工最深で選定する)

3. 超ロングアームバックホウ損料
~~建設機械等損料算定表による。~~

参考資料-2 モンケン捨石均し

1. 適用範囲
本項は現場条件等、工事に制約が生じる場合に適用する。なお、本基準により積算する場合は契約条件とし特記仕様書に明示する。

2. 施工フロー



注) 本項の歩掛は、 の部分である。

潜水士船の大型化による改定

バックホウ・超ロングアームバックホウの機械器具等損料改定に伴う変更

現行基準（令和7年度版）

第2章 工事費の積算
3節 基礎工
参考資料-2

係数区分の補足表 (E₂)

係数区分	係数区分	係数区分の適用明細
E ₂ 海象条件区分	普通	自然の地形や防波堤等で遮蔽されており、港外波浪またはウネリの影響を受けない工事で、潮流、潮位差が特に大きくない工事
	やや悪い	「普通」あるいは「悪い」のどちらにも属さない工事
	悪い	自然の地形や防波堤等による遮蔽効果が期待できず、港外波浪またはウネリの影響を受ける工事で、または潮流、潮位差が特に大きい工事

2) 代償表

(1)モンケン捨石均し 1日 (m²) 当り

[D1B03004]

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
起重機船運転	非航旋回鋼D180t吊	日	1	運6H/就8H
潜水士船運転	D270PS型 3~5t吊	#	1	就業8H
引船運転	鋼D588KW (800PS)	#	1	運2H/就8H
モンケン損料		#	1	運6H/就8H
特殊作業員		人	1	施工管理
雑材料		%	0.5	上記計の%
小計				

注) 1. 特許使用料については計上しない。

3) モンケン損料

(1)モンケン質量は25 t以上とし、現場条件により決定すること。

(2)主作業船の能力については下記の内容を特記仕様書に明示する。

「主作業船の直巻能力は30 t以上とする。」

(3)モンケン損料

モンケン損料は局単価による。

【算出例】

モンケン損料 1日当り = 2,330円/hr × 6 hr/日 + 13,700円/日 × 供用係数 α

(4)モンケン運搬費

モンケンは、陸上運搬を基本とする。（間接工事費、運搬費参照）起算点については在港調査を行い決定すること。

新基準（令和8年度改定版）

第2章 工事費の積算
3節 基礎工
参考資料-2

係数区分の補足表 (E₂)

係数区分	係数区分	係数区分の適用明細
E ₂ 海象条件区分	普通	自然の地形や防波堤等で遮蔽されており、港外波浪またはウネリの影響を受けない工事で、潮流、潮位差が特に大きくない工事
	やや悪い	「普通」あるいは「悪い」のどちらにも属さない工事
	悪い	自然の地形や防波堤等による遮蔽効果が期待できず、港外波浪またはウネリの影響を受ける工事で、または潮流、潮位差が特に大きい工事

2) 代償表

(1)モンケン捨石均し 1日 (m²) 当り

[D1B03004]

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
起重機船運転	非航旋回鋼D180t吊	日	1	運6H/就8H
潜水士船運転	D320PS型 3~5t吊	#	1	就業8H
引船運転	鋼D588KW (800PS)	#	1	運2H/就8H
モンケン損料		#	1	運6H/就8H
特殊作業員		人	1	施工管理
雑材料		%	0.5	上記計の%
小計				

注) 1. 特許使用料については計上しない。

3) モンケン損料

(1)モンケン質量は25 t以上とし、現場条件により決定すること。

(2)主作業船の能力については下記の内容を特記仕様書に明示する。

「主作業船の直巻能力は30 t以上とする。」

(3)モンケン損料

モンケン損料は局単価による。

【算出例】

モンケン損料 1日当り = 2,330円/hr × 6 hr/日 + 13,700円/日 × 供用係数 α

(4)モンケン運搬費

モンケンは、陸上運搬を基本とする。（間接工事費、運搬費参照）起算点については在港調査を行い決定すること。

備考

潜水士船の大型化による改定

現行基準（令和7年度版）

新基準（令和8年度改定版）

備考

第3章 直接工事費の施工歩掛

4節 本体工 4.1ケーソン式

目次

第3章 直接工事費の施工歩掛

4節 本体工 4.1ケーソン式

目次

ケーソン進水据付工
削除

4節 本 体 工

目 次

4.1 ケーソン式.....	1
4.1-1 数量計算等.....	1
4.1-1-1 中詰材の規格.....	1
4.1-2 ケーソン製作工.....	1
4.1-2-1 ケーソンの打設高及びロット割.....	1
4.1-2-2 1サイクル当り基本日数.....	2
4.1-2-3 ケーソン製作用台船.....	2
4.1-2-4 ケーソン海上打継用支保.....	3
4.1-2-5 鋼製型枠組立組外（全面張方式）の型枠面積.....	3
4.1-2-6 防寒養生.....	4
4.1-3 ケーソン進水据付工.....	12
4.1-3-1 ケーソン型枠脱型・据付時期.....	12
4.1-3-2 上蓋.....	12
4.1-3-3 回航・えい航.....	12
4.1-3-4 据付.....	13
参考資料-1 進水（斜路）滑台式によるケーソン進水等.....	15
参考資料-2 ケーソン仮置場用捨石マウンド.....	16

4節 本 体 工

目 次

4.1 ケーソン式.....	1
4.1-1 数量計算等.....	1
4.1-1-1 中詰材の規格.....	1
4.1-2 ケーソン製作工.....	1
4.1-2-1 ケーソンの打設高及びロット割.....	1
4.1-2-2 1サイクル当り基本日数.....	2
4.1-2-3 ケーソン製作用台船.....	2
4.1-2-4 ケーソン海上打継用支保.....	3
4.1-2-5 鋼製型枠組立組外（全面張方式）の型枠面積.....	3
4.1-2-6 防寒養生.....	4
4.1-3 ケーソン進水据付工.....	12
4.1-3-1 ケーソン型枠脱型・据付時期.....	12
4.1-3-2 上蓋.....	12
4.1-3-3 回航・えい航.....	12
4.1-3-4 据付.....	13
参考資料-1 ケーソン仮置場用捨石マウンド.....	15

現行基準（令和7年度版）

新基準（令和8年度改定版）

備考

第3章 直接工事費の施工歩掛
4節 本土工 4.1ケーソン式
4.1-2-6

第3章 直接工事費の施工歩掛
4節 本土工 4.1ケーソン式
4.1-2-6

赤本の記載に合わせ
修正

(4) 施工歩掛

① 鋼製枠組足場架組（防寒養生）

防寒囲いを設置する場合の鋼製枠組足場架組の歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 積算面積は、防寒囲いシート敷設のための余裕高さを考慮し、運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生 7) 防寒囲い (2) 所要面積の算定で求めた面積とする。
2. 防寒養生期間前から足場を計上している場合は、通常期は市場単価とし、防寒囲いを計上する日から見積により計上する。
3. クレーンの種類・規格は、積算基準「4節 本土工 4.1 ケーソン式2-3-2 クレーンの種類・規格の選定」による。ただしクレーンの種類は、ラフトレーンクレーンまたはクローラクレーンとする。

② 防寒囲い（側面）敷設・撤去

防寒囲い（側面）敷設・撤去100㎡当たりの設置・撤去の歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 防寒囲い（側面）敷設・撤去の積算面積は、運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生 7) 防寒囲い (2) 所要面積の算定で求めた面積とする。
2. 防寒囲いシート100㎡当たりの賃料は、原則3社以上の見積りを徴収し積算する。なおシート材は、防災養生シートの使用を標準とする。
3. 防寒養生期間前から枠組足場を設置している場合は、防寒養生費用を計上する日から新たに鋼製枠組足場架組（高さ余裕分含む）とシート敷設・撤去を計上する。なお、この場合で防寒養生期間の足場数量が搬入数量の内数の時は、供用日数に搬入・搬出の日数は加算しないものとする。また、サイクルの途中から防寒養生期間に入る場合は、そのサイクル全体を防寒養生期間の足場積算方法で算出する。
4. 過年度の施工実績より、補強材が必要と想定される場合は、別途考慮する。

③ 防寒囲い（上面）敷設・撤去

防寒囲い（上面）100㎡当たりの賃料、設置撤去の歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 防寒囲い（上面）敷設・撤去の積算面積は、運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生 7) 防寒囲い (2) 所要面積の算定で求めた面積とする。

④ 防寒用上蓋一時取外し、再設置

防寒囲い（上面）100㎡当たりの打設段数毎の防寒用上蓋囲い取外し、設置の歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 防寒囲いシート（側面）敷設・撤去の積算面積は、運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生 7) 防寒囲い (2) 所要面積の算定で求めた面積とする。

⑤ 給熱養生（ジェットヒーター）

給熱養生（ジェットヒーター）1日当たりの歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 給熱養生（ジェットヒーター）は3交替24時間/日運転とし、運転日数は、運用資料第3章第6節 6-2-2 取扱要領他 5) 養生温度および養生日数で定めた養生日数×コンクリート打設回数（ケーソン段数）とする。
（養生日数：最上段6日間、最上段以外4日間）
2. 施工箇所平均風速及び平均気温は運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生 8) 各地の冬期の平均風速 9) 半旬平均気温表によるものとする。

(4) 施工歩掛

① 鋼製枠組足場架組（防寒養生）

防寒囲いを設置する場合の鋼製枠組足場架組の歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 積算面積は、防寒囲いシート敷設のための余裕高さを考慮し、運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生 7) 防寒囲い (2) 所要面積の算定で求めた面積とする。
2. 防寒養生期間前から足場を計上している場合は、通常期は市場単価とし、防寒囲いを計上する日から見積により計上する。
3. クレーンの種類・規格は、積算基準「4節 本土工 4.1 ケーソン式2-3-2 クレーンの種類・規格の選定」による。ただしクレーンの種類は、ラフトレーンクレーンまたはクローラクレーンとする。

② 防寒囲い（側面）敷設・撤去

防寒囲い（側面）敷設・撤去100㎡当たりの設置・撤去の歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 防寒囲い（側面）敷設・撤去の積算面積は、運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生 7) 防寒囲い (2) 所要面積の算定で求めた面積とする。
2. 防寒囲いシート100㎡当たりの賃料は、原則3社以上の見積りを徴収し積算する。なおシート材は、防災養生シートの使用を標準とする。
3. 防寒養生期間前から枠組足場を設置している場合は、防寒養生費用を計上する日から新たに鋼製枠組足場架組（高さ余裕分含む）とシート敷設・撤去を計上する。なお、この場合で防寒養生期間の足場数量が搬入数量の内数の時は、供用日数に搬入・搬出の日数は加算しないものとする。また、サイクルの途中から防寒養生期間に入る場合は、そのサイクル全体を防寒養生期間の足場積算方法で算出する。
4. 過年度の施工実績より、補強材が必要と想定される場合は、別途考慮する。

③ 防寒囲い（上面）敷設・撤去

防寒囲い（上面）100㎡当たりの賃料、設置撤去の歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 防寒囲い（上面）敷設・撤去の積算面積は、運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生 7) 防寒囲い (2) 所要面積の算定で求めた面積とする。

④ 防寒用上蓋一時取外し、再設置

防寒囲い（上面）100㎡当たりの打設段数毎の防寒用上蓋囲い取外し、設置の歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 防寒囲いシート（側面）敷設・撤去の積算面積は、運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生 7) 防寒囲い (2) 所要面積の算定で求めた面積とする。

⑤ 給熱養生（ジェットヒーター）

給熱養生（ジェットヒーター）1日当たりの歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 給熱養生（ジェットヒーター）は3交替24時間/日運転とし、運転日数は、運用資料第3章第6節 6-2-2 取扱要領他 5) 養生温度および養生日数で定めた養生日数×コンクリート打設回数（ケーソン段数）とする。
（養生日数：最上段6日間、最上段以外4日間）
2. 施工箇所平均風速及び平均気温は運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生 8) 各地の冬期の平均風速 9) 半旬平均気温表によるものとする。

第3章 直接工事費の施工歩掛
4節 本体工 4.1ケーソン式
参考資料-1

参 考 資 料

参考資料-1 進水（斜路）滑台式によるケーソン進水等

1. 施工歩掛
1) 代 価 表

(1) 斜路滑台によるケーソン進水1面当り [D1B04107]

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量			備 考
			400 t 未満	400 t ~ 700 t 未満	700 t 以上	
クレーン付台船運転		日	0.5	0.5	0.5	運転6H/就業8H
引 船 運 転	鋼D 300(PS)	#	0.5	0.5	0.5	運転2H/就業8H
進 水 土 船 運 転	1000×型 3~4.0	#	0.5	1.0	1.5	就業8H
と び 工		人	8	13	15	
普 通 作 業 員		#	7	12	15	
ヘ ッ プ		kg	50	50	50	
軟 石 砕		#	60	60	60	
諸 機 械		日	0.5	0.5	0.5	
諸 材 料		%	0.5	0.5	0.5	上記計の%

- 注) 1. 諸機械は、進水準備および面台引揚に必要なクレーン、ワインチン等である。
2. 本表は、準備～進水～揚片付（面台引揚を含む）までの作業である。
3. クレーン付台船および引船の規格は次表による。

ケーソン質量	クレーン付台船規格	引 船 規 格
400 t 未満	35t~40t吊	鋼D221k#(300PS)
400 t ~ 700 t #		
700 t 以上		

(2) 面台整正1面当り [D1B04108]

名 称	単 位	ケーソン質量（1面当り）			備 考
		400 t 未満	400 t ~ 700 t 未満	700 t 以上	
特 殊 作 業 員	人	4	5	6	
普 通 作 業 員	#	17	21	25	

- 注) 1. 斜路式で面台整正を必要とする場合に計上する。
2. 本表には、面台整正のほかサンドボックスの砂詰を含む。

第3章 直接工事費の施工歩掛
4節 本体工 4.1ケーソン式
参考資料-1

参 考 資 料

参考資料-1 ケーソン仮置場用捨石マウンド

ケーソン仮置場用捨石マウンドの材料および施工精度は次のとおりとする。また、能力を算定する際の施設区分能力係数は「係留施設」を適用する。

材 料	………雑割石 (300kg/個未満)
均し精度	………荒均し (±30cm) (捨石天端のみ)
最低厚さ	………1.0m (洗船防止の層厚)



ケーソン進水掘付工
削除

現行基準（令和7年度版）

新基準（令和8年度改定版）

備考

第3章 直接工事費の施工歩掛
4節 本体工 4.1ケーソン式
参考資料-1、2

第3章 直接工事費の施工歩掛
4節 本体工 4.1ケーソン式
参考資料-1、2

ケーソン進水据付工
削除

(3) 斜路水中滑台取付・取外し1スパン当り [D1B04109]

名称	単位	数量				摘要
		組立取付	取外し	塗装等	計	
潜水士船運転	日	0.50	0.25	—	0.75	就業8H
普通作業員	人	1.25	0.63	0.25	2.13	
塗料	kg	—	—	10	10	木材防腐・防虫剤
ヘット	#	—	—	10	10	
トラッククレーン または ラフダレーンクレーン	日	—	—	0.25	0.25	
クレーン付台船運転	#	0.25	0.13	—	0.38	運転6H/就業8H
雑材料	%	—	—	—	0.5	上記計の%

注) 1. 現場条件に応じ、ポンプ運転を計上することができる。

参考資料-2 ケーソン仮置場用捨石マウンド

ケーソン仮置場用捨石マウンドの材料および施工精度は次のとおりとする。また、能力を算定する際の施設区分能力係数は「保留施設」を適用する。

材料	……雑割石 (300kg/個未満)
均し精度	……荒均し (±30cm) (捨石天端のみ)
最低厚さ	……1.0m (洗掘防止の層厚)



削除
ページ繰り上げ

第3章 直接工事費の施工歩掛
4節 本體工 4.3場所打式
4.1-3-4

第3章 直接工事費の施工歩掛
4節 本體工 4.3場所打式
4.1-3-4

潜水士船の大型化による改定

起重機船の最大積込組数算定式

$$N = \left[\frac{\text{最大積込質量}}{60} \div (\text{大枠ブロック質量}) \right] \times \text{積載係数 (0.8)} \quad (\text{小数1位切捨て})$$

1日当り航海数の算定

$$n = \frac{T_s}{N \times \frac{(Cm1+Cm2)}{60} + \frac{2 \times d}{v} + t} \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

- n : 1日当りの航海数 (回/日)
- Ts : 作業船の1日当り施工時間 (6h/日)
- N : 起重機船の最大積込組数 (組)
- Cm1 : 1組当り海上積込時間 (分/組)
Cm1=18.1 (分/組)
- Cm2 : 1組当り海上据付時間 (分/組)
Cm2=69.7 (分/組)
- d : 往復平均えい航距離 (km)
- v : 往復平均えい航速度 (km/h)

船舶種類	えい航速度	備 考
起重機船 (非航巡回)	5.5	

t : 離接舷等の関連時間 (0.58 h)

作業船等の運転時間

起重機船 (非航巡回)

$$T = N \times \frac{(Cm1+Cm2)}{60} \quad (\text{小数1位切り上げ、偶数止め})$$

引 船

$$T = n \times \left(\frac{2 \times d}{v} + t \right) \quad (\text{小数1位切り上げ、偶数止め})$$

(2)代価表

大枠ブロック運搬据付 (海上一連方式) 1日 (組) 当り

[D1B04307]

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
起重機船運転	非航巡回鋼D t吊	日	1	運:作業能力/就8H
引船運転	鋼D PS型	#	1	"
潜水士船運転	D270PS型 3~5t吊	#	0.9	就業8H
とび工		人	1.5	
普通作業員		#	5.1	
雑材料		%	0.5	上記計の%

- 注) 1. 大枠質量が22tを超える場合に適用する。
- 2. 海上リフ船の種類・規格は、現場条件により決定する。なお、作業船団・規格は、積算基準4節本體工 4.2ブロック式の作業船・機械の組合せによる。

起重機船の最大積込組数算定式

$$N = \left[\frac{\text{最大積込質量}}{60} \div (\text{大枠ブロック質量}) \right] \times \text{積載係数 (0.8)} \quad (\text{小数1位切捨て})$$

1日当り航海数の算定

$$n = \frac{T_s}{N \times \frac{(Cm1+Cm2)}{60} + \frac{2 \times d}{v} + t} \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

- n : 1日当りの航海数 (回/日)
- Ts : 作業船の1日当り施工時間 (6h/日)
- N : 起重機船の最大積込組数 (組)
- Cm1 : 1組当り海上積込時間 (分/組)
Cm1=18.1 (分/組)
- Cm2 : 1組当り海上据付時間 (分/組)
Cm2=69.7 (分/組)
- d : 往復平均えい航距離 (km)
- v : 往復平均えい航速度 (km/h)

船舶種類	えい航速度	備 考
起重機船 (非航巡回)	5.5	

t : 離接舷等の関連時間 (0.58 h)

作業船等の運転時間

起重機船 (非航巡回)

$$T = N \times \frac{(Cm1+Cm2)}{60} \quad (\text{小数1位切り上げ、偶数止め})$$

引 船

$$T = n \times \left(\frac{2 \times d}{v} + t \right) \quad (\text{小数1位切り上げ、偶数止め})$$

(2)代価表

大枠ブロック運搬据付 (海上一連方式) 1日 (組) 当り

[D1B04307]

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
起重機船運転	非航巡回鋼D t吊	日	1	運:作業能力/就8H
引船運転	鋼D PS型	#	1	"
潜水士船運転	D320PS型 3~5t吊	#	0.9	就業8H
とび工		人	1.5	
普通作業員		#	5.1	
雑材料		%	0.5	上記計の%

- 注) 1. 大枠質量が22tを超える場合に適用する。
- 2. 海上リフ船の種類・規格は、現場条件により決定する。なお、作業船団・規格は、積算基準4節本體工 4.2ブロック式の作業船・機械の組合せによる。

第3章 直接工事費の施工歩掛

6節 上部工

6-2-2

第3章 直接工事費の施工歩掛

6節 上部工

6-2-2

誤謬修正

6節 上部工

6-1 上部コンクリート工

6-1-1 型枠

1) 上部コンクリートの型枠脱型時期について、下表の圧縮強度を目途に決定するものとする。

項目	圧縮強度	摘要
脱型	5N/mm ² (50kgf/cm ²)	テストピースによる（現場養生）

6-1-2 伸縮目地

目地板の使用材料は、原則として外かく施設は瀝青質系、けい留施設については発泡体系とする。

6-2 防寒養生

6-2-1 適用基準

陸上施工が可能な係船岸等の上部工（上部コンクリート、胸壁コンクリート等）の防寒養生に適用する。
なお、上部工施工における一連作業の中で作業船を使用するものや、外海に面する防波堤等の上部工には耐寒剤使用を標準とする。

6-2-2 取扱要領他

下記については、運用資料「4節 本体内、4.1 ケーソン式、4.1-2-5 防寒養生」による。

- 1) 取扱要領
- 2) 施工フロー
- 3) 代価表作成手順
- 4) 適用期間
- 5) 養生温度および養生日数
- 6) 養生方法
- 8) 各地の冬の平均風速表
- 9) 半旬平均気温表

6節 上部工

6-1 上部コンクリート工

6-1-1 型枠

1) 上部コンクリートの型枠脱型時期について、下表の圧縮強度を目途に決定するものとする。

項目	圧縮強度	摘要
脱型	5N/mm ² (50kgf/cm ²)	テストピースによる（現場養生）

6-1-2 伸縮目地

目地板の使用材料は、原則として外かく施設は瀝青質系、けい留施設については発泡体系とする。

6-2 防寒養生

6-2-1 適用基準

陸上施工が可能な係船岸等の上部工（上部コンクリート、胸壁コンクリート等）の防寒養生に適用する。
なお、上部工施工における一連作業の中で作業船を使用するものや、外海に面する防波堤等の上部工には耐寒剤使用を標準とする。

6-2-2 取扱要領他

下記については、運用資料「4節 本体内、4.1 ケーソン式、4.1-2-6 防寒養生」による。

- 1) 取扱要領
- 2) 施工フロー
- 3) 代価表作成手順
- 4) 適用期間
- 5) 養生温度および養生日数
- 6) 養生方法
- 8) 各地の冬の平均風速表
- 9) 半旬平均気温表

第3章 直接工事費の施工歩掛

6節 上部工

参考資料-2

第3章 直接工事費の施工歩掛

6節 上部工

参考資料-2

誤謬修正

参考資料

参考資料-1 コンクリートポンプ用配管、敷設、撤去

1. 配管延長について

ポンプ車の配管延長が100mを超える場合については、市場単価が適用できない。
この場合は、土木工事標準積算基準書（共通編）コンクリート工「無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設」を適用する。

参考資料-2 耐寒剤使用養生圏

1. 施 工

施工に当たっては、「耐寒剤を用いる寒中コンクリートの施工指針(案)開発土木研究所編」を遵守すること。
特に下記事項については、留意すること。

1) 材料

- ①耐寒剤は無塩化、無アルカリタイプとする。
- ②セメントは普通ポルトランドセメントを使用する。

2) 配合

- ①最大水セメント比は50%とする。
- ②空気量については、4～7%を標準とする。
- ③耐寒剤の添加量はセメント100kg当たり4リットルとしてよい。

2. 積 算

1) 適用期間

港湾・漁港請負工事積算運用資料（第3章4節本体内4.1 ケーソン式
4.1-2-5 防寒養生）準拠

2) 養生温度（コンクリート）・養生日数

脱型：5℃1日+0℃以上2日。
供用：必要圧縮強度発現迄（3. その他参照）

3) 養生方法

シート養生とする。（ブルーシート又はコンクリート養生マット）
耐寒剤使用期間中に、特に外気温が低くなる時期[※]を含む場合には、コンクリート養生マットを使用する。

※日平均気温-2.5℃以下（日最低気温-10.0℃以下）

4) 養生用囲い

4. 施工歩掛1）養生用囲いによる。

5) 供用日数（普通ポルト+耐寒剤）

構造物の種類	供用日数
無筋(Ⅱ)	①11.3日
鉄筋(Ⅱ) 矢板	②19.5日
＃ 栈橋	③53.6日
コンクリート舗装	④ 8.0日
水中コンクリート	⑤11.3日

注）（耐寒剤使用時の供用日数）＝（給熱養生時の供用日数）
－（給熱養生日数）＋（耐寒剤使用時の脱型迄の日数）

供用日数（型枠）の内訳

- ① 11.3＝15.3－7＋3
- ② 19.5＝23.5－7＋3
- ③ 53.6＝51.6－7＋9
- ④ 8.0＝9.0－4＋3
- ⑤ 11.3＝15.3－7＋3

参考資料

参考資料-1 コンクリートポンプ用配管、敷設、撤去

1. 配管延長について

ポンプ車の配管延長が100mを超える場合については、市場単価が適用できない。
この場合は、土木工事標準積算基準書（共通編）コンクリート工「無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設」を適用する。

参考資料-2 耐寒剤使用養生圏

1. 施 工

施工に当たっては、「耐寒剤を用いる寒中コンクリートの施工指針(案)開発土木研究所編」を遵守すること。
特に下記事項については、留意すること。

1) 材料

- ①耐寒剤は無塩化、無アルカリタイプとする。
- ②セメントは普通ポルトランドセメントを使用する。

2) 配合

- ①最大水セメント比は50%とする。
- ②空気量については、4～7%を標準とする。
- ③耐寒剤の添加量はセメント100kg当たり4リットルとしてよい。

2. 積 算

1) 適用期間

港湾・漁港請負工事積算運用資料（第3章4節本体内4.1 ケーソン式
4.1-2-6 防寒養生）準拠

2) 養生温度（コンクリート）・養生日数

脱型：5℃1日+0℃以上2日。
供用：必要圧縮強度発現迄（3. その他参照）

3) 養生方法

シート養生とする。（ブルーシート又はコンクリート養生マット）
耐寒剤使用期間中に、特に外気温が低くなる時期[※]を含む場合には、コンクリート養生マットを使用する。

※日平均気温-2.5℃以下（日最低気温-10.0℃以下）

4) 養生用囲い

4. 施工歩掛1）養生用囲いによる。

5) 供用日数（普通ポルト+耐寒剤）

構造物の種類	供用日数
無筋(Ⅱ)	①11.3日
鉄筋(Ⅱ) 矢板	②19.5日
＃ 栈橋	③53.6日
コンクリート舗装	④ 8.0日
水中コンクリート	⑤11.3日

注）（耐寒剤使用時の供用日数）＝（給熱養生時の供用日数）
－（給熱養生日数）＋（耐寒剤使用時の脱型迄の日数）

供用日数（型枠）の内訳

- ① 11.3＝15.3－7＋3
- ② 19.5＝23.5－7＋3
- ③ 53.6＝51.6－7＋9
- ④ 8.0＝9.0－4＋3
- ⑤ 11.3＝15.3－7＋3

第3章 直接工事費の施工歩掛

8節 消波工

8-2-2

第3章 直接工事費の施工歩掛

8節 消波工

8-2-2

誤謬修正

8節 消波工

8-1 消波ブロック工

8-1-1 消波ブロック製作

- 1) クリンガーの20t型以上およびテトラポッドの32t型以上並びに三柱ブロック60t型以上については、ベッド賃料を計上すること。
- 2) 製作歩掛労務等の数量算出には、各材料割増しは含まない数量で算出する。
- 3) 異形ブロックの型枠の搬入数は製作個数の10%を標準とする。ただし、ワーロック（全規格）およびシーロック（50t以上）の型枠の搬入数は、製作個数の7%とする。
- 4) 異形ブロック製作における38mm以上の鉄筋は、「材料費+加工費」の見積り等による。

8-1-2 消波ブロック運搬・据付

1) ブロック型枠脱型・転置・据付時期

ブロックのコンクリート型枠脱型・転置・据付の時期について、次表の圧縮強度を目途にそれを決定するものとする。

項 目	圧 縮 強 度	備 考
型枠の脱型	5N/mm ² (50kg/cm ²)	テストピースによる（現場養生）
転 置	10N/mm ² (100kg/cm ²)	#
据 付	設計基準強度	#

2) ブロック製作転置

「ブロック製作転置」とは異形ブロック製作時に、底枠を外すための行為のことである。

3) ブロック横持ちの適用範囲

ブロック横持ちを採用できる条件は積算基準「8節 消波工、2. 消波ブロック工、2-2-2-1 施工方式と適用範囲」によるものとし、この条件にあっても陸上連携方式と比較のうえ経済的な場合とする。なお、ブロック横持ちの運搬距離は重心距離によるものとする。

- 4) 吸出防止用ブロックの運搬据付は、5節被覆・根固工を適用する。
- 5) 整積据付の場合の作業種類能力係数(E1)は、乱積を準用する。

8-2 防寒養生

8-2-1 適用基準

異形ブロック（消波、被覆・根固、直立消波ブロック、方塊等）の防寒養生に適用する。

8-2-2 取扱要領他

下記については、運用資料「4節 本土工、4. 1 ケーン式、4. 1-2-5 防寒養生」による。

- 1) 取扱要領
- 2) 施工フロー
- 3) 代価表作成手順
- 4) 適用期間
- 5) 養生温度および養生日数
- 6) 養生方法
- 8) 各地の冬期の平均風速表
- 9) 半旬平均気温表

7) 防寒囲い

(f) 一般事項

- (f) 防寒囲いは、枠組足場の側面をシートで囲い、上面は鋼材等の骨組みや梁材を使用しシートや折板等の葺材で囲いをする。
- (g) 防寒囲いを設置するための余裕高さとして、枠組足場は製作する異形ブロック工の高さに1.2mを加えた高さとする。

8節 消波工

8-1 消波ブロック工

8-1-1 消波ブロック製作

- 1) クリンガーの20t型以上およびテトラポッドの32t型以上並びに三柱ブロック60t型以上については、ベッド賃料を計上すること。
- 2) 製作歩掛労務等の数量算出には、各材料割増しは含まない数量で算出する。
- 3) 異形ブロックの型枠の搬入数は製作個数の10%を標準とする。ただし、ワーロック（全規格）およびシーロック（50t以上）の型枠の搬入数は、製作個数の7%とする。
- 4) 異形ブロック製作における38mm以上の鉄筋は、「材料費+加工費」の見積り等による。

8-1-2 消波ブロック運搬・据付

1) ブロック型枠脱型・転置・据付時期

ブロックのコンクリート型枠脱型・転置・据付の時期について、次表の圧縮強度を目途にそれを決定するものとする。

項 目	圧 縮 強 度	備 考
型枠の脱型	5N/mm ² (50kg/cm ²)	テストピースによる（現場養生）
転 置	10N/mm ² (100kg/cm ²)	#
据 付	設計基準強度	#

2) ブロック製作転置

「ブロック製作転置」とは異形ブロック製作時に、底枠を外すための行為のことである。

3) ブロック横持ちの適用範囲

ブロック横持ちを採用できる条件は積算基準「8節 消波工、2. 消波ブロック工、2-2-2-1 施工方式と適用範囲」によるものとし、この条件にあっても陸上連携方式と比較のうえ経済的な場合とする。なお、ブロック横持ちの運搬距離は重心距離によるものとする。

- 4) 吸出防止用ブロックの運搬据付は、5節被覆・根固工を適用する。
- 5) 整積据付の場合の作業種類能力係数(E1)は、乱積を準用する。

8-2 防寒養生

8-2-1 適用基準

異形ブロック（消波、被覆・根固、直立消波ブロック、方塊等）の防寒養生に適用する。

8-2-2 取扱要領他

下記については、運用資料「4節 本土工、4. 1 ケーン式、4. 1-2-6 防寒養生」による。

- 1) 取扱要領
- 2) 施工フロー
- 3) 代価表作成手順
- 4) 適用期間
- 5) 養生温度および養生日数
- 6) 養生方法
- 8) 各地の冬期の平均風速表
- 9) 半旬平均気温表

7) 防寒囲い

(f) 一般事項

- (f) 防寒囲いは、枠組足場の側面をシートで囲い、上面は鋼材等の骨組みや梁材を使用しシートや折板等の葺材で囲いをする。
- (g) 防寒囲いを設置するための余裕高さとして、枠組足場は製作する異形ブロック工の高さに1.2mを加えた高さとする。

現行基準（令和7年度版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

9節 裏込・裏埋工

目次

9節 裏込・裏埋工	
目次	
9-1 数量計算等.....	1
9-1-1 数量の算出.....	1
9-1-2 材料の規格.....	1
9-2 裏込工.....	1
9-2-1 裏込材投入.....	1
9-2-2 裏込均し.....	1
9-2-3 吸出し防止.....	3
参考資料-1 船揚備工.....	4
参考資料-2 防砂目地板取付.....	7
付 属 資 料.....	8

新基準（令和8年度改定版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

9節 裏込・裏埋工

目次

9節 裏込・裏埋工	
目次	
9-1 数量計算等.....	1
9-1-1 数量の算出.....	1
9-1-2 材料の規格.....	1
9-2 裏込工.....	1
9-2-1 裏込材投入.....	1
9-2-2 裏込均し.....	1
9-2-3 吸出し防止.....	3
参考資料-1 船揚備工.....	4
参考資料-2 防砂目地板取付.....	5
付 属 資 料.....	6

備考

ページ修正

第3章 直接工事費の施工歩掛

9節 裏込・裏埋工

参考資料-1

第3章 直接工事費の施工歩掛

9節 裏込・裏埋工

参考資料-1

張りブロック下面の基礎均し・滑り材取付の見積対応への改定

参考資料-1 船揚橋工

1-1 適用範囲

張りブロック下面の基礎均し及び滑り材取付に適用する。

1-2 張りブロック下面の基礎均し

1-2-1 適用範囲

均しの施工精度±5cmで、割栗石重量が100kg/個以下に適用する。

1-2-2 歩掛

1) 陸上部

(1) 作業能力

①能力算定式

$$N = n \times (1.00 + E_1 + E_2) \times E_3 \quad (\text{小数2位四捨五入})$$

N : 100m²当り普通作業員の人数(人)

n : 100m²当り普通作業員の標準人数(9.0人)

E₁ : 施設区分能力補正係数

E₂ : 施工規模区分能力補正係数

E₃ : 潮待ち区分能力補正係数

②能力係数等

係数	区分	補正係数	摘要
E ₁	船揚場工	0.00	
	緩斜式護岸工	-0.60	
E ₂	施工規模区分	1,000m ² 未満	均し面積は、陸上部面積を対象とする。
		1,000m ² 以上	
E ₃	潮待ち区分	潮待ち部以外	潮待ち部が陸上均し面積の5割以上占めた場合は潮待ち部とする。
		潮待ち部	

③労務編成等

能力算定式で求まる労務人数に対し、下表の比率で労務費およびバックホウ所要日数を計上する。(小数2位以下四捨五入)

施工形態	普通作業員	バックホウ
機械併用施工	N×0.4	N×0.1
人力施工	N	-

注) 人力施工は、現場条件により機械併用施工が困難な場合に適用する。

(2) 代価表

張りブロック下面の基礎均し(陸上) 100㎡当り

[D1B09001]

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			機械併用施工	人力施工	
バックホウ運転	排出ダスト対策型(第1次基準型)・7t型 山積0.8㎡(平積0.6㎡)	日	N×0.1	-	標準運転時間
普通作業員		人	N×0.4	N	
滑り材料		㎡			

参考資料-1 船揚橋工

以下の歩掛については、見積によるものとする。

- ・張りブロック下面の基礎均し(陸上)
- ・張りブロック下面の基礎均し(水中)
- ・滑り材取付

現行基準（令和7年度版）

新基準（令和8年度改定版）

備考

第3章 直接工事費の施工歩掛

第3章 直接工事費の施工歩掛

9節 裏込・裏埋工

9節 裏込・裏埋工

参考資料-1

参考資料-1

2) 水中部

(1) 作業能力

①能力算定式

$$A = a_1 \times (1 + E_1) \times E_2 \times T \text{ (少数2位四捨五入)}$$

A : 1日当り均し面積 (m²/日)

a₁ : 1時間当り標準均し面積 (3.2m²/h)

E₁ : 施工規模能力補正係数

E₂ : 潮待ち区分能力補正係数

T : 潜水士船1日当り標準運転時間 (h/日)

②能力係数等

係数	区分	補正係数	備 考
E ₁	施工規模 区 分	300m ² 未満	-0.05
		300m ² ~800m ² 未満	0.00
		800m ² ~2,000m ² 未満	0.05
		2,000m ² 以上	0.10
E ₂	潮 待 ち 区 分	潮待ち部以外	1.00
		潮 待 ち 部	0.83

(2) 代 価 表

張りブロック下面の基礎均し (水中) 1日当り (m²)

[D1B09001]

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
潜水士船運転	D270PS型 3~5t吊	日	1	就業8H
護 材 料		%	0.5	

張りブロック下面の基礎均しの見積対応への改定

削除

現行基準（令和7年度版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

9節 裏込・裏埋工

参考資料-1

1-3 滑り材取付

滑り材取付に含まれる代価表は、下表のとおりである。

レベル3	レベル4	代 価 表 (レベル6)
船揚場工	滑り材取付	滑り材取付 110m当り

1-3-1 適用範囲

本項は、合成樹脂系の滑り材を張りブロック据付後に後付けアンカー方式で取り付ける場合に適用する。また据付前に滑り材を取り付ける場合にも準用できる。

1-3-2 施工フロー



1-3-3 滑り材取付

1-3-3-1 代価表作成手順

・現場条件

①施工区分の選定 → ②施工区分 (陸上、水中)

①施工区分

- ・施工内容
- ・アンカーの種類及び規格
- ・滑り材の種類及び規格

②代価表の作成 → 滑り材取付 110m当り代価表

1-3-3-2 施工歩掛

1) 代価表

(1) 滑り材取付 110m当り [D1B09003]

名 称	形状寸法	単 位	数 量		備 考
			陸上	水中	
滑り材		m	110		
ハンマドリル運転	38mm	日	2.0		
電動発電機運転	2kVA 3相エンジン駆動	#	2.0		
潜水士船運転	D270型 3~5t吊	#		6.0	
特殊作業員		人	2.0		
普通作業員		#	4.0		
雑材料		%			

新基準（令和8年度改定版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

9節 裏込・裏埋工

参考資料-1

備考

滑り材取付の見積対応への改定

削除

第3章 直接工事費の施工歩掛

13節 舗装工

13-2-2

13節 舗装工

13-1 舗装工

舗装工（コンクリート舗装およびアスファルト舗装）については、「港湾請負工事積算基準」を適用するものとする。ただし道路および歩道においては、「土木工事積算基準等」を適用する。
アスファルト安定処理の仕上がり密度は、土木工事数量算出要領-第5編-道路部門資料編（北海道開発局版）の「2.30t/m³」を適用すること。

13-2 コンクリート舗装工

13-2-1 舗装用コンクリート

1) 舗装用コンクリートの配合について
コンクリート舗装に用いるコンクリートの配合については、1-5-4コンクリート配合基準によるものとし、スランプ2.5cmを標準とする。なお、簡易な施工機械や施工範囲が狭く人力でしか施工できないなど施工に支障となる場合は、スランプ6.5cmとしても良い。

13-2-2 目地

1) ジョイントシーラ等の使用について
目地施工は、ジョイントシーラの使用（目地清掃を含む）を標準とする。

2) 横施工目地について
歩掛は「カット工法収縮目地」を準用（バックアップ材なし）する。
[D1B13007]

3) コンクリート舗装が複数年施工になる場合の目地の扱いについて
コンクリート舗装が複数年施工になる場合の目地については、下表による事とする。

①標準目地（複数年施工による場合） 100m当り [D1B13009]

名 称	形状寸法	単位	数 量			備 考
			先行側	後行側		
				ジョイントシーラの使用有り	ジョイントシーラの使用無し	
目 地 版	幅厚	m	-	-	-	少数第1位四捨五入
目 地 光 填 材		kg	-	-	-	#
チ ャ ー		#	-	-	-	#
補 強 鉄 筋	径長	#	-	-	-	
スリップバー（メス型）	径長	本	-	-	-	
スリップバー（オス型）	径長	#	-	-	-	
キ ャ ッ プ		個	-	-	-	
クレーン付トラック	4t積 2t吊	日	0.3	-	-	標準運転時間
ジョイントシーラ		#	-	0.6	-	就業8H
普 通 作 業 員		人	2.9	2.6	6.6	
雑 材 料		%	4.0	12.0	4.0	労務費の%

第3章 直接工事費の施工歩掛

13節 舗装工

13-2-2

13節 舗装工

13-1 舗装工

舗装工（コンクリート舗装およびアスファルト舗装）については、「港湾請負工事積算基準」を適用するものとする。ただし道路および歩道においては、「土木工事積算基準等」を適用する。
アスファルト安定処理の仕上がり密度は、土木工事数量算出要領-第5編-道路部門資料編（北海道開発局版）の「2.30t/m³」を適用すること。

13-2 コンクリート舗装工

13-2-1 舗装用コンクリート

1) 舗装用コンクリートの配合について
コンクリート舗装に用いるコンクリートの配合については、1-5-4コンクリート配合基準によるものとし、スランプ2.5cmを標準とする。なお、簡易な施工機械や施工範囲が狭く人力でしか施工できないなど施工に支障となる場合は、スランプ6.5cmとしても良い。

13-2-2 目地

1) ジョイントシーラ等の使用について
目地施工は、ジョイントシーラの使用（目地清掃を含む）を標準とする。

2) 横施工目地について
歩掛は「カット工法収縮目地」を準用（バックアップ材なし）する。
[D1B13007]

3) コンクリート舗装が複数年施工になる場合の目地の扱いについて
コンクリート舗装が複数年施工になる場合の目地については、下表による事とする。

①標準目地（複数年施工による場合） 100m当り [D1B13009]

名 称	形状寸法	単位	数 量			備 考
			先行側	後行側		
				ジョイントシーラの使用有り	ジョイントシーラの使用無し	
目 地 版	幅厚	m	-	-	-	少数第1位四捨五入
目 地 光 填 材		kg	-	-	-	#
チ ャ ー		#	-	-	-	#
補 強 鉄 筋	径長	#	-	-	-	
スリップバー（メス型）	径長	本	-	-	-	
スリップバー（オス型）	径長	#	-	-	-	
キ ャ ッ プ		個	-	-	-	
クレーン付トラック	4t積 2t吊	日	0.3	-	-	標準運転時間
ジョイントシーラ		#	-	0.6	-	就業8H
普 通 作 業 員		人	2.9	2.6	6.6	
雑 材 料		%	4.0	12.0	4.0	労務費の%

機械器具等損料改定に伴う変更

現行基準（令和7年度版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

13節 舗装工

13-2-2

②横施工目地（複数年施工による場合） 100m当り [D1B13010]

名 称	形状寸法	単位	数 量			備 考
			先行側	後行側		
				ジョイントシーラの使用有り	ジョイントシーラの使用無し	
目地充填材		kg	—	—	少数第1位四捨五入	
チエアー		#	—	—	#	
補強鉄筋		#	—	—		
スリップバー（メス型）	径長	本	—	—		
スリップバー（オス型）	径長	#	—	—		
クレーン付トラック	4t積 2t吊	日	0.3	—	標準運転時間	
コンクリートカッタ	アレード径	#	—	—	就業SH	
カッターブレード損耗		枚	—	—		
ジョイントシーラ		日	—	0.4	就業SH	
普通作業員		人	2.75	0.65	3.65	
雑材料		%	3.0	10.0	3.0	労務費の%

13-2-3 止水壁

1) 止水壁（エプロン、船揚場）のコンクリート打設は、小口止めコンクリートを適用するものとする。〔積算基準3-13-(4)〕

13-2-4 舗 設

1) 鋼材

- (1) スリップバーの規格は、SR235に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。
- (2) 護岸水叩きは鉄網を使用しない。

13-3 水叩きコンクリート

水叩きコンクリートの舗装は、係留施設のエプロン舗装（CP1、ただし鉄網なし）と同じ舗装構成とする。なお、目地は伸縮目地材を使用し規格はt=10mmとする。ただし、岸壁、物揚場のエプロン舗装と隣接し、交通車両等が一体的に利用されるような場合等には、利用形態を勘案の上、適切に運用すること。

13-4 防寒養生

13-4-1 適用基準

コンクリート舗装（エプロン舗装、水叩き）の防寒養生に適用する。

13-4-2 取扱要領他

下記については、運用資料「4節 本体工、4.1 ケーソン式、4.1-2-6 防寒養生」による。

- 1) 取扱要領
- 2) 施工フロー
- 3) 代価表作成手順
- 4) 適用期間
- 5) 養生温度および養生日数
- 6) 養生方法
- 7) 供用日数の算定

新基準（令和8年度改定版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

13節 舗装工

13-2-2

②横施工目地（複数年施工による場合） 100m当り [D1B13010]

名 称	形状寸法	単位	数 量			備 考
			先行側	後行側		
				ジョイントシーラの使用有り	ジョイントシーラの使用無し	
目地充填材		kg	—	—	少数第1位四捨五入	
チエアー		#	—	—	#	
補強鉄筋		#	—	—		
スリップバー（メス型）	径長	本	—	—		
スリップバー（オス型）	径長	#	—	—		
クレーン付トラック	4t積 2t吊	日	0.3	—	標準運転時間	
コンクリートカッタ	アレード径	#	—	—	就業SH	
カッターブレード損耗		枚	—	—		
ジョイントシーラ		日	—	0.4	就業SH	
普通作業員		人	2.75	0.65	3.65	
雑材料		%	3.0	10.0	3.0	労務費の%

13-2-3 止水壁

1) 止水壁（エプロン、船揚場）のコンクリート打設は、小口止めコンクリートを適用するものとする。〔積算基準3-13-(4)〕

13-2-4 舗 設

1) 鋼材

- (1) スリップバーの規格は、SR235に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。
- (2) 護岸水叩きは鉄網を使用しない。

13-3 水叩きコンクリート

水叩きコンクリートの舗装は、係留施設のエプロン舗装（CP1、ただし鉄網なし）と同じ舗装構成とする。なお、目地は伸縮目地材を使用し規格はt=10mmとする。ただし、岸壁、物揚場のエプロン舗装と隣接し、交通車両等が一体的に利用されるような場合等には、利用形態を勘案の上、適切に運用すること。

13-4 防寒養生

13-4-1 適用基準

コンクリート舗装（エプロン舗装、水叩き）の防寒養生に適用する。

13-4-2 取扱要領他

下記については、運用資料「4節 本体工、4.1 ケーソン式、4.1-2-6 防寒養生」による。

- 1) 取扱要領
- 2) 施工フロー
- 3) 代価表作成手順
- 4) 適用期間
- 5) 養生温度および養生日数
- 6) 養生方法

備考

機械器具等損料改定に伴う変更

第3章 直接工事費の施工歩掛

13節 舗装工

13-4-2

第3章 直接工事費の施工歩掛

13節 舗装工

13-4-2

誤謬修正

(2) 囲い面積

①両側が未施工の場合

$$\begin{aligned} \text{枠組足場面積 } A_1 &= (t+1.8) \times (2L+4 \times 1.0) \\ \text{上面囲い面積 } A_2 &= (L+2 \times 1.0) \times (B+2 \times 1.2+2 \times 1.0) \\ \text{ｼｰﾄ敷設面積 } A_3 &= A_1 + (t+1.8) \times (2B+1.0 \times 4 + 1.2 \times 4) \\ \text{囲い全体面積 } A_4 &= A_2 + A_3 \end{aligned}$$

②片側が施工済の場合

$$\begin{aligned} \text{枠組足場面積 } A_1 &= (t+2 \times 1.8) \times (L+2 \times 1.0) \\ \text{上面囲い面積 } A_2 &= (L+2 \times 1.0) \times (B+2 \times 1.2+2 \times 1.0) \\ \text{ｼｰﾄ敷設面積 } A_3 &= A_1 + (t+1.8) \times (2B+1.0 \times 4 + 1.2 \times 4) \\ \text{囲い全体面積 } A_4 &= A_2 + A_3 \end{aligned}$$

(3) 供用日数の算出

シート、足場、上面囲いの各種料単価に適用する供用日数は下式により算定する。

$d = Cm \times \text{サイクル数 (転回回数)} + \text{搬入・搬出日数 (2日)}$ (小数1位切り上げ)

d : 供用日数 (日)

Cm : 1サイクル当たり供用日数 (日)

$Cm = (Cm' - K) \times M + K$ (小数2位四捨五入)

Cm' : 1サイクル当たり基本日数 (日)

K : 養生日数 (日)

M : 陸上施工の場合 (1.65)

1サイクル当たり基本日数 (Cm')

構造形式	型枠組立	コンクリート打設	養生	型枠組外	Cm'
舗装コンクリート	1.0	1.0	4.0	1.0	7.0

(3) 施工歩掛

① 鋼製枠組足場架立 (防寒養生)

鋼製枠組足場架立の歩掛は見積によるものとする。

注) 1. 積算面積は、防寒囲いシート敷設のための余裕高さを考慮し、運用資料第3章第6節 3-1 3-2 取扱要領 7) 防寒囲い(2) 所要面積の算定で求めた面積を計上する。

② 防寒囲い (側面) 敷設・撤去

防寒囲いシート敷設・撤去100㎡当たりの設置・撤去の歩掛は見積によるものとする。

注) 1. 防寒囲いシート敷設・撤去の積算面積は、運用資料第3章第6節 1 3-2-2 取扱要領 7) 防寒囲い(2) 所要面積の算定で求めた面積とする。

2. 防寒囲いシート100㎡当たりの賃料は、原則3社以上の見積を徴収し積算する。なおシート材は、防災養生シートの使用を標準とする。

3. 防寒養生期間前から枠組足場を設置している場合は、防寒養生費用を計上する日から新たに鋼製枠組足場架立 (高さ余裕分含む) とシート敷設・撤去を計上する。なお、この場合で防寒養生期間の足場数量が搬入数量の内数の時は、供用日数に搬入・搬出の日数は加算しないものとする。また、サイクルの途中から防寒養生期間に入る場合は、そのサイクル全体を防寒養生期間の足場積算方法で算出する。

③ 防寒囲い (上面) 敷設・撤去

防寒囲い (上面) 100㎡当たりの賃料、設置・撤去の歩掛は見積によるものとする。

(2) 囲い面積

①両側が未施工の場合

$$\begin{aligned} \text{枠組足場面積 } A_1 &= (t+1.8) \times (2L+4 \times 1.0) \\ \text{上面囲い面積 } A_2 &= (L+2 \times 1.0) \times (B+2 \times 1.2+2 \times 1.0) \\ \text{ｼｰﾄ敷設面積 } A_3 &= A_1 + (t+1.8) \times (2B+1.0 \times 4 + 1.2 \times 4) \\ \text{囲い全体面積 } A_4 &= A_2 + A_3 \end{aligned}$$

②片側が施工済の場合

$$\begin{aligned} \text{枠組足場面積 } A_1 &= (t+2 \times 1.8) \times (L+2 \times 1.0) \\ \text{上面囲い面積 } A_2 &= (L+2 \times 1.0) \times (B+2 \times 1.2+2 \times 1.0) \\ \text{ｼｰﾄ敷設面積 } A_3 &= A_1 + (t+1.8) \times (2B+1.0 \times 4 + 1.2 \times 4) \\ \text{囲い全体面積 } A_4 &= A_2 + A_3 \end{aligned}$$

(3) 供用日数の算出

シート、足場、上面囲いの各種料単価に適用する供用日数は下式により算定する。

$d = Cm \times \text{サイクル数 (転回回数)} + \text{搬入・搬出日数 (2日)}$ (小数1位切り上げ)

d : 供用日数 (日)

Cm : 1サイクル当たり供用日数 (日)

$Cm = (Cm' - K) \times M + K$ (小数2位四捨五入)

Cm' : 1サイクル当たり基本日数 (日)

K : 養生日数 (日)

M : 陸上施工の場合 (1.65)

1サイクル当たり基本日数 (Cm')

構造形式	型枠組立	コンクリート打設	養生	型枠組外	Cm'
舗装コンクリート	1.0	1.0	4.0	1.0	7.0

(3) 施工歩掛

① 鋼製枠組足場架立 (防寒養生)

鋼製枠組足場架立の歩掛は見積によるものとする。

注) 1. 積算面積は、防寒囲いシート敷設のための余裕高さを考慮し、運用資料第3章第6節 1 3-4-2 取扱要領 他 7) 防寒囲い(2) 所要面積の算定で求めた面積を計上する。

② 防寒囲い (側面) 敷設・撤去

防寒囲いシート敷設・撤去100㎡当たりの設置・撤去の歩掛は見積によるものとする。

注) 1. 防寒囲いシート敷設・撤去の積算面積は、運用資料第3章第6節 1 3-4-2 取扱要領 他 7) 防寒囲い(2) 所要面積の算定で求めた面積とする。

2. 防寒囲いシート100㎡当たりの賃料は、原則3社以上の見積を徴収し積算する。なおシート材は、防災養生シートの使用を標準とする。

3. 防寒養生期間前から枠組足場を設置している場合は、防寒養生費用を計上する日から新たに鋼製枠組足場架立 (高さ余裕分含む) とシート敷設・撤去を計上する。なお、この場合で防寒養生期間の足場数量が搬入数量の内数の時は、供用日数に搬入・搬出の日数は加算しないものとする。また、サイクルの途中から防寒養生期間に入る場合は、そのサイクル全体を防寒養生期間の足場積算方法で算出する。

③ 防寒囲い (上面) 敷設・撤去

防寒囲い (上面) 100㎡当たりの賃料、設置・撤去の歩掛は見積によるものとする。

現行基準（令和7年度版）

新基準（令和8年度改定版）

備考

第3章 直接工事費の施工歩掛

13節 舗装工

13-4-2

第3章 直接工事費の施工歩掛

13節 舗装工

13-4-2

誤謬修正

なお、防寒囲い（上面）の積算面積は、運用資料第3章第6節3-13-2取扱要領7）防寒囲い(2)所要面積の算定で求めた面積とする。

⑤ 給熱養生（ジェットヒーター）

給熱養生（ジェットヒーター）1日当たりの歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 給熱養生の運転日数は、運用資料第3章第6節3-13-2取扱要領7）防寒囲い(2)所要面積の算出で定めた養生日数×サイクル数（転回回数）とする。
- 2. 施工箇所平均風速及び平均気温は運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生8）各地の冬期の平均風速 9）半旬平均気温表によるものとする。

13-5 耐寒剤を用いたコンクリート構造物に係わる運用

運用資料「6節 上部工、参考資料-2 耐寒剤使用養生囲い」による。

3-13-5

なお、防寒囲い（上面）の積算面積は、運用資料第3章第6節13-4-2取扱要領他7）防寒囲い(2)所要面積の算定で求めた面積とする。

④ 給熱養生（ジェットヒーター）

給熱養生（ジェットヒーター）1日当たりの歩掛は見積によるものとする。

- 注) 1. 給熱養生の運転日数は、運用資料第3章第6節13-4-2取扱要領他7）防寒囲い(2)所要面積の算出で定めた養生日数×サイクル数（転回回数）とする。
- 2. 施工箇所平均風速及び平均気温は運用資料第3章第4節 4.1-2-6 防寒養生8）各地の冬期の平均風速 9）半旬平均気温表によるものとする。

13-5 耐寒剤を用いたコンクリート構造物に係わる運用

運用資料「6節 上部工、参考資料-2 耐寒剤使用養生囲い」による。

3-13-5

現行基準（令和7年度版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

7節 雑工

17-1-1

17節 雑工

17-1 その他の雑工

17-1-1 水中部コンクリート削孔

1) 適用範囲

水中（水深10m以内）におけるコンクリート削孔作業に適用する。（ここでいう水中作業とは水中から連続して行う水上作業を含む）

なお、削孔径20mm未満及び40mm以上並びに削孔長50cm以上の場合は見積により計上する。

2) 作業能力

1日当り削孔本数（本/日）

削孔径	削孔長		
	25cm未満	25cm以上 35cm未満	35cm以上 50cm未満
20～40mm未満	41	30	30

3) 代価表

(1) コンクリート削孔（水中） 1日（本）当り [D1B17001]

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			対象物 鉄筋コンクリート	対象物 無筋コンクリート	
削岩機運転	ハンドハンマ15kg級	日	1		
空気圧縮機運転	可搬式3.6～3.7m ³ /min	#	1		排出ガス対策型
潜水士船運転	D270PS型 3～5t吊	#	1		
普通作業員	人	人	1		
雑材料		%	4.0	1.5	上記計の%

- 注 1) 雑材料には簡易足場及びロッド、ビットの費用が含まれる。
2) 適用範囲外の場合については別途考慮する。
3) 雑材料について構造物上面の削孔については対象物の種類に係わらず0.5%とする。

新基準（令和8年度改定版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

7節 雑工

17-1-1

17節 雑工

17-1 その他の雑工

17-1-1 水中部コンクリート削孔

1) 適用範囲

水中（水深10m以内）におけるコンクリート削孔作業に適用する。（ここでいう水中作業とは水中から連続して行う水上作業を含む）

なお、削孔径20mm未満及び40mm以上並びに削孔長50cm以上の場合は見積により計上する。

2) 作業能力

1日当り削孔本数（本/日）

削孔径	削孔長		
	25cm未満	25cm以上 35cm未満	35cm以上 50cm未満
20～40mm未満	41	30	30

3) 代価表

(1) コンクリート削孔（水中） 1日（本）当り [D1B17001]

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			対象物 鉄筋コンクリート	対象物 無筋コンクリート	
削岩機運転	ハンドハンマ15kg級	日	1		
空気圧縮機運転	可搬式3.6～3.7m ³ /min	#	1		排出ガス対策型
潜水士船運転	D270PS型 3～5t吊	#	1		
普通作業員	人	人	1		
雑材料		%	4.0	1.5	上記計の%

- 注 1) 雑材料には簡易足場及びロッド、ビットの費用が含まれる。
2) 適用範囲外の場合については別途考慮する。
3) 雑材料について構造物上面の削孔については無筋コンクリートの場合、**対象物の種類に係わらず0.5%とする。**
4) 鉄筋コンクリートの構造物上面の削孔については、本代価表は適用外のため、見積により計上する。

備考

潜水士船の大型化による改定

雑材料の取り扱いについて記載内容修正

現行基準（令和7年度版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

7節 雑工

17-1-2

17-1-2 薬液定着アンカー取付

1) 適用範囲

本代価表は薬液定着アンカー（注入型）を標準とする。なお、カプセル型など注入型以外を使用する場合は見積による。

また、アンカーボルト取付のみであるので、削孔及び薬液注入材（400ml/個）については別途計上すること。

2) 代価表

(1) 薬液定着アンカー取付（注入型）（水中） 10本当り

名称	形状寸法	単位	数量	備 考
普通作業員		人	0.40	1.6÷39.84×10
潜水士船運転	D270PS型 3～5t吊	日	0.30	1.2÷39.84×10
雑材料		%	1.50	上記計の%

注) 1) 雑材料には注入機の費用が含まれている。

2) 水中で使用可能な薬液は限定されているので注意すること。

(2) 薬液定着アンカー取付（注入型）（陸上） 10本当り

名称	形状寸法	単位	数量	備 考
普通作業員		人	0.30	1.8÷59.69×10
雑材料		%	5.00	上記計の%

注) 雑材料には注入機の費用が含まれている。

新基準（令和8年度改定版）

第3章 直接工事費の施工歩掛

7節 雑工

17-1-2

17-1-2 薬液定着アンカー取付

1) 適用範囲

本代価表は薬液定着アンカー（注入型）を標準とする。なお、カプセル型など注入型以外を使用する場合は見積による。

また、アンカーボルト取付のみであるので、削孔及び薬液注入材（400ml/個）については別途計上すること。

2) 代価表

(1) 薬液定着アンカー取付（注入型）（水中） 10本当り

名称	形状寸法	単位	数量	備 考
普通作業員		人	0.40	1.6÷39.84×10
潜水士船運転	D320PS型 3～5t吊	日	0.30	1.2÷39.84×10
雑材料		%	1.50	上記計の%

注) 1) 雑材料には注入機の費用が含まれている。

2) 水中で使用可能な薬液は限定されているので注意すること。

(2) 薬液定着アンカー取付（注入型）（陸上） 10本当り

名称	形状寸法	単位	数量	備 考
普通作業員		人	0.30	1.8÷59.69×10
雑材料		%	5.00	上記計の%

注) 雑材料には注入機の費用が含まれている。

備考

潜水士船の大型化による改定

第3章 直接工事費の施工歩掛

7節 雑工

参考資料

参 考 資 料

参考資料-1 ワンタッチアンカー取付

(1) ワンタッチアンカー取付（水中） 10本当り [D1B17006]

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
普通作業員		人	0.16	2÷128.0×10
潜水士船	D270PS型 3～5t吊	日	0.08	1÷128.0×10
雑材料		%	0.5	上記計の%

注) 本歩掛はアンカーボルトの取付けのみであるので、コンクリートのせん孔については別途計上のこと。

(2) ワンタッチアンカー取付（陸上） 10本当り [D1B17007]

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
普通作業員		人	0.13	2÷149.4×10
さく岩工		#	0.07	1÷149.4×10
雑材料		%	0.5	上記計の%

注) 本歩掛はアンカーボルトの取付けのみであるので、コンクリートのせん孔については別途計上のこと。

参 考 資 料

参考資料-1 ワンタッチアンカー取付

(1) ワンタッチアンカー取付（水中） 10本当り [D1B17006]

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
普通作業員		人	0.16	2÷128.0×10
潜水士船	D320PS型 3～5t吊	日	0.08	1÷128.0×10
雑材料		%	0.5	上記計の%

注) 本歩掛はアンカーボルトの取付けのみであるので、コンクリートのせん孔については別途計上のこと。

(2) ワンタッチアンカー取付（陸上） 10本当り [D1B17007]

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
普通作業員		人	0.13	2÷149.4×10
さく岩工		#	0.07	1÷149.4×10
雑材料		%	0.5	上記計の%

注) 本歩掛はアンカーボルトの取付けのみであるので、コンクリートのせん孔については別途計上のこと。

潜水士船の大型化による改定

現行基準（令和7年度版）	新基準（令和8年度改定版）	備考
<p>第5章 間接工事費の施工歩掛等</p> <p>1節 回航・えい航費</p> <p>1-8 旅費等の算出</p> <div data-bbox="159 403 889 1433" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>1-8 旅費等の算出</p> <p>1) 旅費及び賃金については「国家公務員等の旅費に関する法律」により別途算出する。(高級船員 -8級、普通船員-3級用)</p> <p style="text-align: center;">5-1-5</p> </div>	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛等</p> <p>1節 回航・えい航費</p> <p>1-8 旅費等の算出</p> <div data-bbox="1068 403 1798 1433" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>1-8 旅費等の算出</p> <p>1) 旅費及び賃金については「国家公務員等の旅費に関する法律」により別途算出する。-(高級船員 -8級、普通船員-3級用)-</p> <p style="text-align: center;">5-1-5</p> </div>	<p>備考</p> <p>旅費改正に伴う変更</p>

現行基準（令和7年度版）

第6章 作業船・機械
目次

第6章 作業船・機械

目 次

1. バックホウ.....	1
2. 巻きポンプ.....	1
3. ハンマドリル.....	1
4. 大型ブレーカー.....	1
5. ケーソン製作用台船.....	1
6. 超ロングアームバックホウ.....	2
7. 非航起重機船.....	2
8. 空気圧縮機.....	2
9. 発動発電機.....	3
10. 削岩機.....	3

6-1-4

新基準（令和8年度改定版）

第6章 作業船・機械
目次

第6章 作業船・機械

目 次

1. バックホウ.....	1
2. 巻きポンプ.....	1
3. ハンマドリル.....	1
2. 大型ブレーカー.....	1
3. ケーソン製作用台船.....	1
4. 超ロングアームバックホウ.....	2
5. 非航起重機船.....	2
6. 空気圧縮機.....	2
9. 発動発電機.....	3
7. 削岩機.....	2

6-1-4

備考

単価削除による変更

現行基準（令和7年度版）

第6章 作業船・機械

P1

1. バックホウ

バックホウ 運転1日当り 就業8時間 [T1B01201]

名称	形状寸法	単位	数 量		備 考
			クロー 山積2.6㎡ (平積2.0㎡) 278kW(378PS)	クロー 山積4.0㎡ (平積3.0㎡) 412kW(560PS)	
主 燃 料	軽 油	ℓ	232	342	
運 転 手 (特殊)	人		1	1	
損 料	運 転 時 間	日	5.8	5.8	
#	供 用 日		1.50	1.50	

2. 渦巻ポンプ

渦巻ポンプ（自吸片吸込形150m³/h、揚程15m、15kW） 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数 量		備 考
			クロー 33kW(45PS)		
主 燃 料	軽 油	ℓ	28	33kW×0.170×5hr=28ℓ	
ポンプ損料	複 合 日		1		
発動発電機	#		1	排出ガス対策型	

注) 複合とは運転1時間当たり換算値損料額である。

3. ハンマドリル

ハンマドリル (38mm) 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数 量	備 考
損 料	運 転 日		1	
#	供 用 日		1.75	

4. 大型ブレーカー

大型ブレーカー 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数 量		備 考
			1,300kg級		
主 燃 料	軽 油	ℓ	87		
運 転 手 (特殊)	人		1		
損料(換算)	ベツゾウ 0.6m ³	日	1.33	排出ガス対策型	
#	大型ブレー 1,300kg級	#	1.33		

5. ケーソン製作台船

フローティングドック 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数 量						備 考
			鋼 3000 t積	鋼 3700 t積	鋼 4500 t積	鋼 4700 t積	鋼 5500 t積	鋼 6100 t積	
主 燃 料	軽 油	ℓ	152	163	174	177	189	197	
船 団 長	人	1×β	1×β	1×β	1×β	1×β	1×β	1×β	
高 級 船 員	人	—	—	—	—	—	—	—	
普 通 船 員	人	3×β	3×β	3×β	3×β	3×β	3×β	3×β	
損 料	供 用 日		α						

6-1-1

新基準（令和8年度改定版）

第6章 作業船・機械

P1

1. バックホウ

バックホウ 運転1日当り 就業8時間 [T1B01201]

名称	形状寸法	単位	数 量		備 考
			クロー 山積2.6㎡ (平積2.0㎡) 278kW(378PS)	クロー 山積4.0㎡ (平積3.0㎡) 412kW(560PS)	
主 燃 料	軽 油	ℓ	232	342	
運 転 手 (特殊)	人		1	1	
損 料	運 転 時 間	日	5.8	5.8	
#	供 用 日		1.50	1.50	

2. 渦巻ポンプ

渦巻ポンプ（自吸片吸込形150m³/h、揚程15m、15kW） 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数 量		備 考
			クロー 33kW(45PS)		
主 燃 料	軽 油	ℓ	28	33kW×0.170×5hr=28ℓ	
ポンプ損料	複 合 日		1		
発動発電機	#		1	排出ガス対策型	

3. ハンマドリル

ハンマドリル (38mm) 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数 量	備 考
損 料	運 転 日		1	
#	供 用 日		1.75	

2. 大型ブレーカー

大型ブレーカー 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数 量		備 考
			1,300kg級		
主 燃 料	軽 油	ℓ	87		
運 転 手 (特殊)	人		1		
損料(換算)	ベツゾウ 0.6m ³	日	1.33	排出ガス対策型	
#	大型ブレー 1,300kg級	#	1.33		

3. ケーソン製作台船

フローティングドック 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数 量						備 考
			鋼 3000 t積	鋼 3700 t積	鋼 4500 t積	鋼 4700 t積	鋼 5500 t積	鋼 6100 t積	
主 燃 料	軽 油	ℓ	152	163	174	177	189	197	
船 団 長	人	1×β	1×β	1×β	1×β	1×β	1×β	1×β	
高 級 船 員	人	—	—	—	—	—	—	—	
普 通 船 員	人	3×β	3×β	3×β	3×β	3×β	3×β	3×β	
損 料	供 用 日		α						

6-1-1

機械器具等損料改定に伴う変更

渦巻ポンプ、ハンマドリル、発動発電機の削除に伴う番号変更

現行基準（令和7年度版）

第6章 作業船・機械

P2

フローティングドック 供用1日当り [F 0 0 7 0 2]

名 称	形状寸法	単位	数 量						摘 要
			鋼 3000 t積	鋼 3700 t積	鋼 4500 t積	鋼 4700 t積	鋼 5500 t積	鋼 6100 t積	
船 団 長		人	1	1	1	1	1	1	
高 級 船 員		人	—	—	—	—	—	—	
普 通 船 員		人	3	3	3	3	3	3	
損 料 供 用 日			1						

6. 超ロングアームバックホウ

超ロングアームバックホウ 運転1日当り 就業8時間 [T 1 B 2 1 2 0 1]

名 称	形状寸法	単位	数 量		摘 要
			カウ 山積0.45㎡ (平積0.4㎡)	排出ガス対策型	
主 燃 料	軽 油	ℓ	93		
運 転 手	(特殊)	人	1		
損 料 運 転 時 間		日	5.8		
損 料 供 用 日		日	1.50		

7. 非航起重機船

起重機船 (非航旋回) 運転1日当り 就業8時間 [T 1 B 0 1 1 0 1]

名 称	形状寸法	単位	数 量		摘 要
			鋼D180 t吊、515kW(700PS)		
主 燃 料	重 油 A	ℓ	590		運転6時間
船 団 長		人	1×β		
高 級 船 員		人	1×β		
普 通 船 員		人	6×β		
損 料 運 転 時 間		日	6		
損 料 供 用 日		日	α		

起重機船 (非航旋回) 供用1日当り 就業8時間 [F 0 9 4 0 2]

名 称	形状寸法	単位	数 量		摘 要
			鋼D180 t吊、515kW(700PS)		
船 団 長		人	1		
高 級 船 員		人	1		
普 通 船 員		人	6		
損 料 供 用 日		日	1		

8. 空気圧縮機

空気圧縮機 (排出ガス対策型) 運転1日当り (陸上) (補工 (削孔工) による場合) [T 1 B 2 7 1 0 1]

名 称	形状寸法	単位	数 量		摘 要
			可搬式、スクラッシャー、エンジン掛 (低騒音型)		
			3.5~3.7ml/min		
主 燃 料	軽 油	ℓ	24		
損 料 供 用 日		日	1.7		

注) 賃料は物価資料による。

新基準（令和8年度改定版）

第6章 作業船・機械

P2

フローティングドック 供用1日当り [F 0 0 7 0 2]

名 称	形状寸法	単位	数 量						摘 要
			鋼 3000 t積	鋼 3700 t積	鋼 4500 t積	鋼 4700 t積	鋼 5500 t積	鋼 6100 t積	
船 団 長		人	1	1	1	1	1	1	
高 級 船 員		人	—	—	—	—	—	—	
普 通 船 員		人	3	3	3	3	3	3	
損 料 供 用 日			1						

4. 超ロングアームバックホウ

超ロングアームバックホウ 運転1日当り 就業8時間 [T 1 B 2 1 2 0 1]

名 称	形状寸法	単位	数 量		摘 要
			カウ 山積0.45㎡ (平積0.4㎡)	排出ガス対策型	
主 燃 料	軽 油	ℓ	93		
運 転 手	(特殊)	人	1		
損 料 運 転 時 間		日	5.8		
損 料 供 用 日		日	1.50		

5. 非航起重機船

起重機船 (非航旋回) 運転1日当り 就業8時間 [T 1 B 0 1 1 0 1]

名 称	形状寸法	単位	数 量		摘 要
			鋼D180 t吊、515kW(700PS)		
主 燃 料	重 油 A	ℓ	590		運転6時間
船 団 長		人	1×β		
高 級 船 員		人	1×β		
普 通 船 員		人	6×β		
損 料 運 転 時 間		日	6		
損 料 供 用 日		日	α		

起重機船 (非航旋回) 供用1日当り 就業8時間 [F 0 9 4 0 2]

名 称	形状寸法	単位	数 量		摘 要
			鋼D180 t吊、515kW(700PS)		
船 団 長		人	1		
高 級 船 員		人	1		
普 通 船 員		人	6		
損 料 供 用 日		日	1		

6. 空気圧縮機

空気圧縮機 (排出ガス対策型) 運転1日当り (陸上) (補工 (削孔工) による場合) [T 1 B 2 7 1 0 1]

名 称	形状寸法	単位	数 量		摘 要
			可搬式、スクラッシャー、エンジン掛 (低騒音型)		
			3.5~3.7ml/min		
主 燃 料	軽 油	ℓ	27		
損 料 供 用 日		日	1.67		

注) 賃料は物価資料による。

備考

機械器具等損料改定に伴う変更

渦巻ポンプ、ハンマドリル、発動発電機の削除に伴う番号変更

現行基準（令和7年度版）

第6章 作業船・機械

P3

9. 発動発電機

発動発電機 運転1日当り（雑工（削孔工）による場合） [T1B28101]

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
主燃料	ガソリン	ℓ	2kVA 2.7kW 7.0	
資材		日	1.3	

注) 資材は物価資料による。

10. 削岩機

削岩機（ハンドハンマ15kg級） 運転1日当り [T1B29101]

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
損料		日	ハンドドリル(空圧式) 2kVA 2.7kW 1	
供給		日	1.71	

6-1-3

新基準（令和8年度改定版）

第6章 作業船・機械

P3

~~9. 発動発電機~~

~~発動発電機 運転1日当り（雑工（削孔工）による場合） [T1B28101]~~

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
主燃料	ガソリン	ℓ	2kVA 2.7kW 7.0	
資材		日	1.3	

~~注) 資材は物価資料による。~~

7. 削岩機

削岩機（ハンドハンマ15kg級） 運転1日当り [T1B29101]

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
損料		日	ハンドドリル(空圧式) 2kVA 2.7kW 1	
供給		日	1.71	

6-1-3

備考

機械器具等損料改定に伴う変更

渦巻ポンプ、ハンマドリル、発動発電機の削除に伴う番号変更

第7章 測量調査関係

第1編 測量業務積算基準 第2編 土質調査積算基準

1-1

第7章 測量調査関係

第1編 測量業務積算基準 第2編 土質調査積算基準

1-1

誤謬修正

第2編 土質調査積算基準

1. 土質調査

1-1 滞在日数について

「第2編 測量業務積算基準、1. 測量業務及び調査業務共通事項、1-1 滞在日数について」参照。

1-2 鋼製槽の損料対象日数について

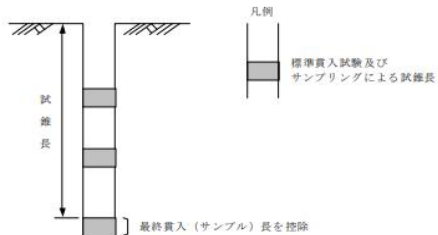
鋼製槽の損料対象日数は、現地作業の純日数に休止日数を加えたものとする。

1-3 供用係数について

「第2編 測量業務積算基準、1. 測量業務及び調査業務共通事項、1-2 供用係数について」参照。

1-4 海上ボーリングにおける試錐長等について

(1) 試験能力については標準貫入試験部分、不攪乱試料採取部分等も考慮しているので、試錐長からこれを控除せず、全延長を計上する。
ただし、標準貫入試験等の最終打止め部分は試錐長から控除する。
(2) 日当り試験能力は素掘りボーリングの場合も適用する。



1-5 機材運搬の運転日数について

「第2編 測量業務積算基準、1. 測量業務及び調査業務共通事項、1-3 機材運搬の運転日数について」参照。

7-2-1

第2編 土質調査積算基準

1. 土質調査

1-1 滞在日数について

「第1編 測量業務積算基準、1. 測量業務及び調査業務共通事項、1-1 滞在日数について」参照。

1-2 鋼製槽の損料対象日数について

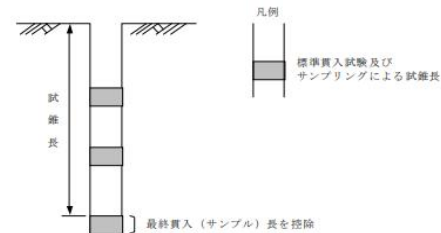
鋼製槽の損料対象日数は、現地作業の純日数に休止日数を加えたものとする。

1-3 供用係数について

「第2編 測量業務積算基準、1. 測量業務及び調査業務共通事項、1-2 供用係数について」参照。

1-4 海上ボーリングにおける試錐長等について

(1) 試験能力については標準貫入試験部分、不攪乱試料採取部分等も考慮しているので、試錐長からこれを控除せず、全延長を計上する。
ただし、標準貫入試験等の最終打止め部分は試錐長から控除する。
(2) 日当り試験能力は素掘りボーリングの場合も適用する。



1-5 機材運搬の運転日数について

「第2編 測量業務積算基準、1. 測量業務及び調査業務共通事項、1-3 機材運搬の運転日数について」参照。

7-2-1

現行基準（令和7年度版）

新基準（令和8年度改定版）

備考

第7章 測量調査関係

第6編 その他の積算基準 6.1水中部施工状況調査

1-1

第7章 測量調査関係

第6編 その他の積算基準 6.1水中部施工状況調査

1-1

旅費改正に伴う変更

第 6. 1 編 水中部施工状況調査

1-1 調査員の旅費について

- ①旅費（宿泊費、滞在費、日当）の計上は、調査対象港が調査員の基地港でない場合に他港より調査員分を計上する。基地港の場合は計上しない。
- ②調査員の基地港については、事前に調査を行い十分に調整する。
- ③基地港に変更の生じた場合には積算変更する。
- ④旅費は、「国家公務員の旅費に関する法律」に準じ、高級船員（8級）を適用する。

7-6.1-1

第 6. 1 編 水中部施工状況調査

1-1 調査員の旅費について

- ①旅費（宿泊費、滞在費、日当）の計上は、調査対象港が調査員の基地港でない場合に他港より調査員分を計上する。基地港の場合は計上しない。
- ②調査員の基地港については、事前に調査を行い十分に調整する。
- ③基地港に変更の生じた場合には積算変更する。
- ④旅費は、「国家公務員の旅費に関する法律」に準じ、高級船員（~~8級~~）を適用する。

7-6.1-1

現行基準（令和7年度版）

第7章 測量調査関係

第6編 その他の積算基準 6.4 静穏度解析業務委託積算基準

7-6

7-5 照査（高度）

業務内容の一切の照査を行う費用を計上する。

照査 1式当たり

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
主任技師	設計	人	1.5	
技師（A）	設計	人	1.5	

注）必要に応じ計上するものとする。

7-6 直接経費（高度）

(1) 電算費（高度）

電算費は、不規則波により港内波高分布計算を行うときに計上する。

電算費 1ケース当たり

区分	単位	数量	摘要
電子計算機	時間	6.0	

注）計算を行うケース数（港数×港形数×波向数）に上記歩掛を乗じる。

(2) 事務用品費

事務用品費は、直接人件費の1.0%を標準とする。
（ただし、計画協議および照査の人件費は除く。）

(3) 報告書（高度）

報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。
ただし、印刷・製本部数は3部迄とし、これにより難い場合は別途見積等により考慮する。

業務成果品費＝直接人件費×〔0.9%+（印刷製本部数×0.3%）〕

なお、業務成果品費は、有効数字上位2桁、以下切り捨てとし、最高30万円を限度とする

(4) 旅費

旅費については「積算基準、第3部その他の積算基準、2節、2-5 旅費の算定」を適用して行うものとする。

新基準（令和8年度改定版）

第7章 測量調査関係

第6編 その他の積算基準 6.4 静穏度解析業務委託積算基準

7-6

7-5 照査（高度）

業務内容の一切の照査を行う費用を計上する。

照査 1式当たり

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
主任技師	設計	人	1.5	
技師（A）	設計	人	1.5	

注）必要に応じ計上するものとする。

7-6 直接経費（高度）

(1) 電算費（高度）

電算費は、不規則波により港内波高分布計算を行うときに計上する。

電算費 1ケース当たり

区分	単位	数量	摘要
電子計算機	時間	6.0	

注）計算を行うケース数（港数×港形数×波向数）に上記歩掛を乗じる。

(2) 事務用品費

事務用品費は、直接人件費の1.0%を標準とする。
（ただし、計画協議および照査の人件費は除く。）

(3) 報告書（高度）

報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。
ただし、印刷・製本部数は3部迄とし、これにより難い場合は別途見積等により考慮する。

業務成果品費＝直接人件費×〔0.9%+（印刷製本部数×0.3%）〕

なお、業務成果品費は、有効数字上位2桁、以下切り捨てとし、最高30万円を限度とする

(4) 旅費

旅費については「積算基準、第3部その他の積算基準、1節、2-5 旅費の算定」を適用して行うものとする。

備考

誤謬修正

現行基準（令和7年度版）

第7章 測量調査関係

第6編 その他の積算基準 6.4 静穏度解析業務委託積算基準

8-6

8-5 照査（一般）

業務内容の一切の照査を行う費用を計上する。

照査 1式当たり

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
主任技師	設計	人	1.5	
技師(A)	設計	人	1.5	

注) 必要に応じ計上するものとする。

8-6 直接経費（一般）

(1) 電算費（一般）

電算費は、不規則波により港内波高分布計算を行うときに計上する。

電算費 1ケース当たり

区分	単位	数量	摘要
電子計算機	時間	6.0	

注) 計算を行うケース数（港数×港形数×波向数）に上記歩掛を乗じる。

(2) 事務用品費

事務用品費は、直接人件費の1.0%を標準とする。
(ただし、計画協議および照査の人件費は除く。)

(3) 報告書（一般）

報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。
ただし、印刷・製本部数は3部迄とし、これにより難い場合は別途見積等により考慮する。

業務成果品費=直接人件費×{0.9%+(印刷製本部数×0.4%)}

なお、業務成果品費は、有効数字上位2桁、以下切り捨てとし、最高30万円を限度とする

(4) 旅費

旅費については「積算基準、第3部その他の積算基準、2節、2-5 旅費の算定」を適用して行うものとする。

新基準（令和8年度改定版）

第7章 測量調査関係

第6編 その他の積算基準 6.4 静穏度解析業務委託積算基準

8-6

8-5 照査（一般）

業務内容の一切の照査を行う費用を計上する。

照査 1式当たり

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
主任技師	設計	人	1.5	
技師(A)	設計	人	1.5	

注) 必要に応じ計上するものとする。

8-6 直接経費（一般）

(1) 電算費（一般）

電算費は、不規則波により港内波高分布計算を行うときに計上する。

電算費 1ケース当たり

区分	単位	数量	摘要
電子計算機	時間	6.0	

注) 計算を行うケース数（港数×港形数×波向数）に上記歩掛を乗じる。

(2) 事務用品費

事務用品費は、直接人件費の1.0%を標準とする。
(ただし、計画協議および照査の人件費は除く。)

(3) 報告書（一般）

報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。
ただし、印刷・製本部数は3部迄とし、これにより難い場合は別途見積等により考慮する。

業務成果品費=直接人件費×{0.9%+(印刷製本部数×0.4%)}

なお、業務成果品費は、有効数字上位2桁、以下切り捨てとし、最高30万円を限度とする

(4) 旅費

旅費については「積算基準、第3部その他の積算基準、1節、2-5 旅費の算定」を適用して行うものとする。

備考

誤謬修正

現行基準（令和7年度版）	新基準（令和8年度改定版）	備考
<p>第7章 測量調査関係 第6編 その他の積算基準 6.4漂砂解析業務委託積算基準 7-6</p> <div data-bbox="159 403 889 1433" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(3) 報告書（高度） 報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。 ただし、印刷・製本部数は3部迄とし、これにより難い場合は別途見積等により考慮する。 業務成果品費＝直接人件費×〔0.9%＋（印刷製本部数×0.3%）〕 なお、業務成果品費は、有効数字上位2桁、以下切り捨てとし、最高30万円を限度とする</p> <p>(4) 旅費 旅費については「積算基準、第3部その他の積算基準、2節、2-5 旅費の算定」を適用して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">6</p> </div>	<p>第7章 測量調査関係 第6編 その他の積算基準 6.4漂砂解析業務委託積算基準 7-6</p> <div data-bbox="1070 403 1800 1433" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(3) 報告書（高度） 報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。 ただし、印刷・製本部数は3部迄とし、これにより難い場合は別途見積等により考慮する。 業務成果品費＝直接人件費×〔0.9%＋（印刷製本部数×0.3%）〕 なお、業務成果品費は、有効数字上位2桁、以下切り捨てとし、最高30万円を限度とする</p> <p>(4) 旅費 旅費については「積算基準、第3部その他の積算基準、1節、2-5 旅費の算定」を適用して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">6</p> </div>	<p>備考</p> <p style="text-align: center;">誤謬修正</p>

現行基準（令和7年度版）	新基準（令和8年度改定版）	備考
<p>第7章 測量調査関係 第6編 その他の積算基準 6.4漂砂解析業務委託積算基準 8-6</p> <div data-bbox="159 403 889 1433" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(3) 報告書（一般） 報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。 ただし、印刷・製本部数は3部迄とし、これにより難い場合は別途見積等により考慮する。 業務成果品費＝直接人件費×〔0.9%＋（印刷製本部数×0.4%）〕 なお、業務成果品費は、有効数字上位2桁、以下切り捨てとし、最高30万円を限度とする</p> <p>(4) 旅費 旅費については「積算基準、第3部その他の積算基準、2節、2-5 旅費の算定」を適用して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">10</p> </div>	<p>第7章 測量調査関係 第6編 その他の積算基準 6.4漂砂解析業務委託積算基準 8-6</p> <div data-bbox="1070 403 1800 1433" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(3) 報告書（一般） 報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。 ただし、印刷・製本部数は3部迄とし、これにより難い場合は別途見積等により考慮する。 業務成果品費＝直接人件費×〔0.9%＋（印刷製本部数×0.4%）〕 なお、業務成果品費は、有効数字上位2桁、以下切り捨てとし、最高30万円を限度とする</p> <p>(4) 旅費 旅費については「積算基準、第3部その他の積算基準、1節、2-5 旅費の算定」を適用して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">10</p> </div>	<p>備考</p> <p style="text-align: center;">誤謬修正</p>